

第3回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について  
(日本電信電話株式会社)

平成18年2月22日

## 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第3回追加質問への回答

### ■日本電信電話(株)

質 問	回 答																												
<p>1. PSTN の接続料算定の在り方について</p> <p>1) PSTN の接続料算定について、NTT は長期増分費用方式が採用されて以降、一貫して「実績コストが回収できない」と主張しています(同社資料「別冊」p.3)。その実態は「接続会計」で立証されているのでしょうか。また、その未回収金額が相当の額にのぼるとした場合、具体的にどのような補填がなされているかご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者からのLRIC接続料の収支状況については、接続会計上のLRIC接続料収入と、LRIC対象設備費用全体から他事業者分をトラヒック比で按分しこれに適正報酬を加えた金額(コスト)とを比較すると、<b>LRIC導入以降、毎年度コスト未回収が生じており、H12～16の5年間累計で約▲2,400億円の未回収(うち、H16年度は約▲280億円)となっています。</b></li> <li>・当該未回収コストについては、結果的にNTT東西のユーザ料金全体(利用部門)で負担していることとなります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">ONCCのLRIC対象接続料収支の推移(単位:億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益</td> <td>4,770</td> <td>4,540</td> <td>3,880</td> <td>4,380</td> <td>4,230</td> <td>21,800</td> </tr> <tr> <td>コスト</td> <td>5,260</td> <td>5,080</td> <td>4,660</td> <td>4,660</td> <td>4,510</td> <td>24,170</td> </tr> <tr> <td>未回収額</td> <td>▲500</td> <td>▲540</td> <td>▲780</td> <td>▲270</td> <td>▲280</td> <td>▲2,370</td> </tr> </tbody> </table>		H12	H13	H14	H15	H16	累計	収益	4,770	4,540	3,880	4,380	4,230	21,800	コスト	5,260	5,080	4,660	4,660	4,510	24,170	未回収額	▲500	▲540	▲780	▲270	▲280	▲2,370
	H12	H13	H14	H15	H16	累計																							
収益	4,770	4,540	3,880	4,380	4,230	21,800																							
コスト	5,260	5,080	4,660	4,660	4,510	24,170																							
未回収額	▲500	▲540	▲780	▲270	▲280	▲2,370																							

2)長期増分費用方式による接続料の算定方式(費用/トラヒック)によれば、分母のトラヒックの急速な減少が接続料の上昇を招いています。しかも、その多くが NTT 自身の利用量の減少をその要因としています。ブロードバンド化の進展は、必然的にこの傾向を強めていくものと理解していますが、この方向を是正する具体的な提案を有しておられるかどうかご教示ください。

・NTT東西の固定電話トラヒックの減少は、携帯へのシフトやダイヤルアップトラヒックのADSL・光等定額制インターネットアクセスへのシフト等、市場環境の変化に伴う構造的な要因によるものであり、NTT東西の努力だけでは是正できるものではないと考えます。

・固定電話サービスは、長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境になく、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況になっているため、サービス維持の観点から、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直していただきたいと考えます。

・なお、平成17年度以降、段階的にNTSコストをNTT東西の基本料コストに付け替える制度変更が行われ、近日申請予定のH18接続料は前年度から低下しております。

※GC接続料(3分間)の推移 H16:5.13円 H17:5.32円 H18:5.05円

<p>2. 光開放義務(光接続料)の在り方について</p>	
<p>1)NTT は、ボトルネック設備についてオープン化を維持するとの方針を示しつつ、その範囲については「真にボトルネック性のある設備に限定すべき」(同社資料 p.24)としています。他方、NTT の要望事項の第一番目として、「加入者系光ファイバはメタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外するよう要望」(同社資料「別冊」p.1)しています。しかし、メタル回線で提供されるDSLと光ファイバで提供されるFTTHはユーザー側から見ればサービスとしての代替性の高いサービスであるという見方があります。また、NTT は「線路敷設基盤については競争事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に整っている」(同社資料「別冊」p.1)と主張されていますが、競争事業者からは、光ファイバも公社時代から敷設した電柱や管路を用いて敷設している点で同じであり、依然として NTT は競争上有利であるとの主張(例えば、KDDI 資料 p.4)もなされています。こうした競争事業者側の「光開放義務を維持すべきである」という主張に対する NTT のお考えをご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定電気通信設備規制は、設備のボトルネック性に着目した規制であり、DSLとFTTHがサービスとして代替性が高いかどうかということと、加入者光ファイバのボトルネック性の有無とは、直接関係しないと考えます。</li> <li>・電柱・管路等の線路敷設基盤を有する東京電力やケイ・オプティコム等の電力系事業者は、自ら光ファイバを敷設してFTTHサービスを提供しております。 また、電柱・管路等の線路敷設基盤は、既に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき開放されており、現に、J:COM等のCATV事業者は、電柱・管路等の線路敷設基盤を保有していないにもかかわらず、自前でケーブルを構築しております。 更には、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施することとしており、競争事業者が光ファイバを自ら敷設できる環境は更に改善されると考えます。 (別紙1)</li> <li>・また、NTT東西は、<u>電柱・管路等の線路敷設基盤やコロケーションの開放に加え、光ファイバ等の設備についても、手続き面を含め、徹底したオープン化を実施しており、NTT東西と競争事業者とのイコールフットイング性は、光ファイバ設備の自前構築／NTT東西の光ファイバ設備利用の両面で既に確保されていると考えております。</u>(別添参照)</li> <li>・むしろ、競争事業者は、<u>自前で設備構築することが可能な中で、設備投資リスクを負うことなしに、NTT東西から現実のコスト以下の料金で光ファイバを借りることができるため、NTT東西よりも競争上有利な立場にあると考えます。</u> 現に、KDDI社は、一部地域については東京電力との包括提携やCATV会社への出資を通じたアクセス回線の自前敷設を計画する一方で、その他の地域については引き続きNTT東西の設備を利用したFTTHサービスを展開しようとしております。</li> </ul>

# 光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等の概要

◇ 総務省主催「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化に関する検討会」(H17.5~7)の検討結果等を踏まえ、NTT東西柱・電力柱について、以下の簡素化等を実施。

- ① NTT東西の引込線ポイントの地上高を新たな一般添架ポイントとして開放
- ② 基本契約を予め締結することにより、個々の申請に係る契約は、四半期ごとにまとめて締結

NTT東西柱については、更に、以下の簡素化等を実施。

- ③ (②に代えて)NTT東西からの添架可の回答書受領をもって契約締結するものとし、個々の申請に係る契約行為を簡素化
- ④ 引込線については、予めまとめて申請してもらえば、敷設の都度は通知のみで添架可能

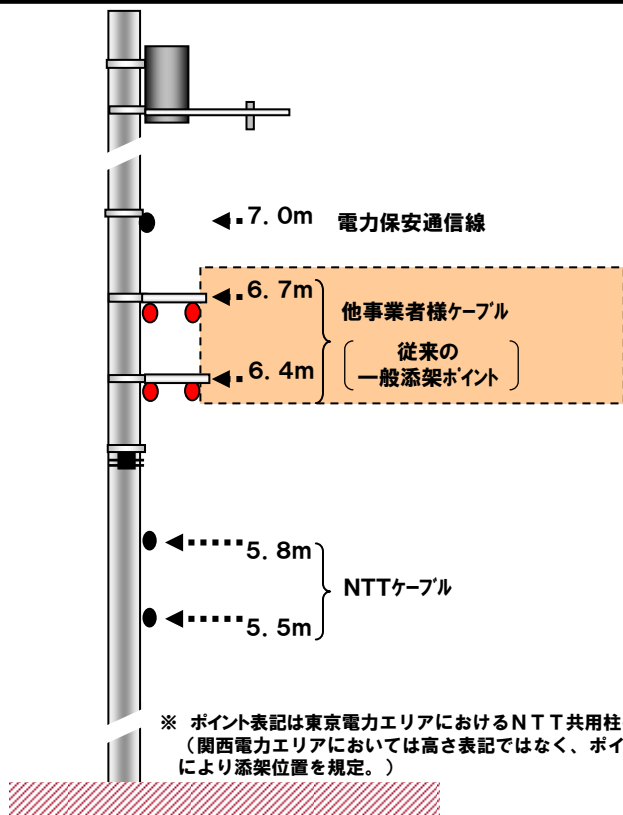
◇ 電柱添架手続きトライアル開始。(H18.1~)

(工法) NTT東日本:6.1m等単独添架工法、

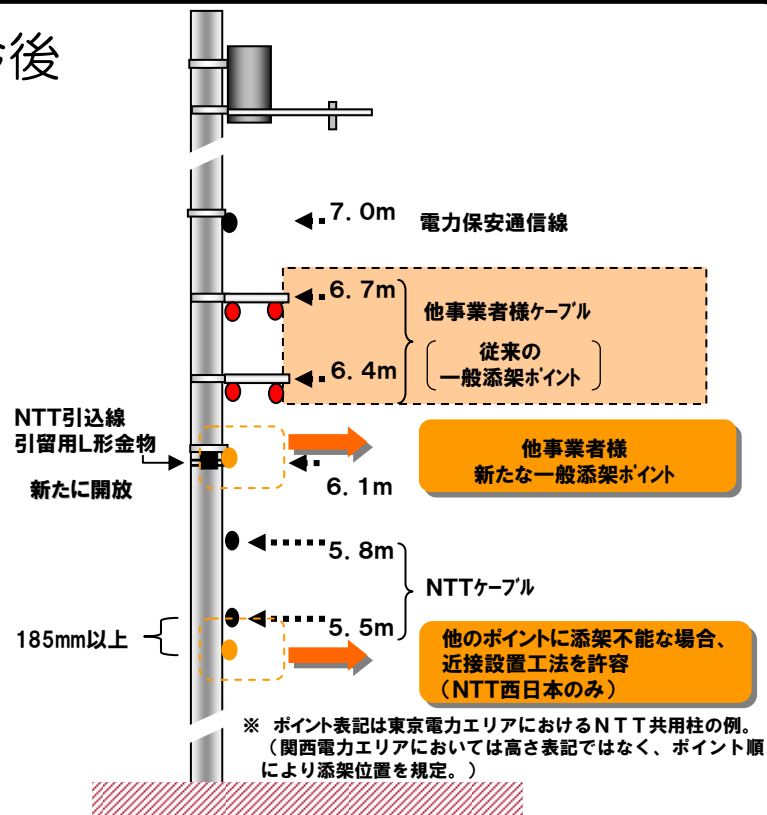
NTT西日本:NTT引込線引留用L形金物ポイント等単独添架工法、最下部の添架ポイントの直下での近接設置工法

(エリア)NTT東日本:東京都目黒区、NTT西日本:大阪府豊中市

従来



今後



- ・なお、NTT東西の光ファイバ利用に関して競争上平等でないとの他事業者の主張の大半は、利用可能なNTT東西の光ファイバ設備が存在しないケースに他事業者の要求に応じて光ファイバを新たに設置することを要求するものですが、オープン化の義務はあくまで現に利用可能な光ファイバに対するものと考えています。
- ・NTT東西としては、今後とも既設の光ファイバ設備についてオープン性を維持していく考えですが、自ら光ファイバを構築するよりも借りの方が有利という仕組みの下では、投資インセンティブが働かず、公正かつ健全な設備競争を阻害することから、設備投資に対するフェアリターンを確保できるように現行ルールを見直していただきたいと考えます。
- ・また、将来の需要を見込んでこれから投資していくFTTHサービスについては、その普及促進のためには、サービス開始後一定期間は赤字を覚悟で料金設定せざるをえない状況にあります。  
そのような中で、ユーザ料金と接続料金との関係については、現在インプテーションルール(ユーザ料金>接続料金)により規制されていますが、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、FTTHサービスのように立ち上り期において需要喚起のために普及促進型の料金設定をせざるを得ないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下(将来原価方式による)での接続料の設定を強制する現行のルールは、NTT東西に自らの事業リスク(赤字)に加えて利用ベースの競合事業者の事業リスクまでを負わせるものであり、競争政策上著しくバランスを失することから、インプテーションルールの適用の在り方を再検討していただきたいと考えております。

2)NTT は、光ファイバ接続料について「実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、料金算定期間内に適正なコスト回収をすることが困難な状況」(同社資料 p.26)であると主張されていますが、これは接続料の値上げが必要であるという趣旨と理解してよろしいでしょうか。また、「実績コストと予測コストとの大幅な乖離」が生じた理由は何でしょうか。更に、現在の光接続料収入の水準を変更する場合の影響を考える場合の参考に資するため、NTT 利用部門からの接続料収入と競争事業者からの接続料収入の比率、金額等の時系列の推移についてお示しください。

・光ファイバ接続料については、現時点において、実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内に適正なコスト回収を図ることが困難であることから、早急な見直し(値上げ)が必要と考えております。

・1芯当たりコストの実績と予測の間には大幅な乖離が生じておりますが、これは光ファイバの利用数の実績が予測を大幅に下回っていることが主な要因と考えます。なお、1芯当たりコスト、原価、稼働芯線数の実績と予測の比較は以下のとおりです。

加入者光ファイバコストの実績及び接続料申請における予測の比較(東西計)

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13~H19
1芯あたりコスト	実績	19,585円	19,050円	17,193円	13,791円	—	—	—	(16,273円)
	予測	19,421円	13,841円	9,827円	6,986円	4,514円	3,226円	2,647円	5,074円
	変動率	0.8%	37.6%	75.0%	97.4%	—	—	—	—

( )内はH13~16の平均

原価	実績	811億円	918億円	1,497億円	1,931億円	—	—	—	—
	予測	1,184億円	1,273億円	1,375億円	1,575億円	1,716億円	1,737億円	1,703億円	10,563億円
	変動率	▲31.5%	▲27.8%	8.9%	22.6%	—	—	—	—

稼働芯線数	実績	352千芯	406千芯	730千芯	1,170千芯	—	—	—	—
	予測	518千芯	783千芯	1,193千芯	1,921千芯	3,238千芯	4,592千芯	5,494千芯	17,739千芯
	変動率	▲32.1%	▲48.1%	▲38.8%	▲39.1%	—	—	—	—

(注1)稼働芯線数=(前年度末+当年度末)÷2

(注2)変動率=(実績-予測)÷予測

3) 電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤およびコロケーションリソースを区間に係らず全て第一種指定電気通信設備(ボトルネック設備)としてアンバンドルし、アクセス部分の会計も分けるべきであるという意見について、NTT の見解をお示しください。

・電柱・管路等については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき「標準実施要領」を作成・公表する等、徹底したオープン化を実施してきており、それらの料金については、当該ガイドラインに従い適切に設定し、このうち義務的区間の利用料金等については、認可を得て接続約款に記載しております。なお、「空き」がないことを理由に電柱・管路の提供を断ったケースは非常に少なくなっています。

【NTT東西の電柱・管路の提供を「空き」がないことを理由に断った割合】

電柱：0.01%、管路：6%（H17.1～12）

・また、局舎スペースや電力設備等についても、既に徹底したオープン化に取り組んでおり、また、それらの料金(算定式及び諸比率)については、認可を受けて接続約款に記載しております。

なお、提供可能量の速やかな情報開示、保留期間の短縮、無効保留の抑止等、リソースの有効活用のための諸施策に取り組んできており、現に、局舎スペースや電力設備といったリソースが不足しているビルは全体の数%程度であり、それらリソース不足を理由に、提供を断ったケースは非常に少なくなっております。

【提供可能リソースがない割合】

MDF0.2%、局舎スペース4%、電力設備(受電3%、発電7%)（H17.12末）

・以上のとおり、線路敷設基盤やコロケーションリソースについては、既に徹底したオープン化を実施し、その料金も個別にコスト計算してアンバンドル・公表しており、これ以上の措置は不要と考えます。

<p>4) NTTは「光サービスを2010年度には3,000万加入のお客さまにご利用いただくことを目指す」(同社資料 p.4)としています。そこで、2010年時点における敷設予定の芯線数をお示しください。また、3,000万加入の定義・中身もお示しください。あわせて、3,000万加入のうち光電話の加入数をどの程度見込み、PSTN電話の加入者はどの程度であると考えているのかご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTは、2010年度において、「現在の固定電話加入数ベースで3,000万のお客様に対して光サービスを提供すること」を目標としております。</li> <li>・その場合の光ファイバの芯線数については、法人向けの“占有型”、戸建・マンション向けの“共有型”等のサービス提供形態により、大きく左右されることから、現時点で<u>芯線数ベースでの具体的な計画は策定しておりません</u>。</li> <li>・また、価格や品質を考慮すると、3,000万のお客様の大半が光電話をご利用されと考えておりますが、例えば①光電話は複数ch・複数番号等の付加サービスが利用できること、②法人ユーザ等は光化に伴いch集約を行う等の変動要因が考えられることから、現時点で光電話の加入数(ch数)ベースでの具体的な計画は策定しておりません。</li> </ul>
<p>5) NTTは中期経営戦略において、「固定通信事業の設備投資は、2010年まで従来の設備投資額と概ね同程度の水準－累計5兆円で実施」、「固定通信事業におけるオペレーションコストの削減を図り、2010年までに8,000億円のコストダウンを目指す」と表明しています(同社資料 p.3 関連)。これは、その期間内においては、PSTNとNGNの費用を合算したものが、現行のPSTNの費用を下回るということでしょうか。また、仮にPSTNとNGNの費用とトラヒックを一体的に捉えると、(合算トラヒックの動向に左右されるものの)平均接続料の水準は下落する可能性がある、と考えることは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営戦略で示した設備投資(累計5兆円に抑制)及びコストダウン(8,000億円の削減)の目標の達成に向けて、今後、既存固定電話網を維持しつつ光ファイバや次世代ネットワークの構築を進めるにあたり、設備投資及び経費の徹底した効率化により<u>2010年の固定通信事業の費用全体の抑制に努めていきたい</u>と考えております。</li> <li>・次世代ネットワークは、お客様のブロードバンド需要に対応するため、現行の固定電話網を維持しつつこれとは別に新たに構築していく考えです。(現在の電話網をIP化するという考え方ではありません。)</li> <li>・したがって、次世代ネットワークの接続料は、電話網とは別の接続料を設定することになりますが、その場合、従来の電話のような完全従量制の接続料体系を前提とせず、事業者間の協議により、ビルアンドキープ方式や定額料金等を含めた多様な可能性を検討する必要があると考えており、単純に現在の固定電話網の接続料と比較することはできないと考えております。</li> </ul>

<p>3. NTT と競争事業者との間の競争の同等性の確保の在り方について</p>	
<p>1)ヒアリングでは、イー・アクセスから「(NTT は)持株会社体制によるグループ一体運営(ヒト・カネ・モノ・情報)が公正競争を阻害して」おり、現実に「幹部レベルだけでなく現場レベルでも人事交流があり、グループ一体で営業・技術情報を共有できる体制」(同社資料 p.8)であるという主張がありました。このイー・アクセスの主張について、指定設備の管理部門と利用部門の人員配置の在り方などを含め、公正競争確保の観点から求められるファイアーウォール措置がどのように講じられているかについてご教示ください。</p>	<p>・再編成後の人事については、<u>NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションとの間のルール</u>(①役員兼任については、地域会社と長距離会社との間の兼任は行わない、②地域会社と長距離会社との社員の人事交流は、転籍により実施する)を遵守しております。また、NTTドコモとの社員の人事交流においても、転籍により実施しています。</p> <p>なお、会社間人事異動時における情報管理については、社員に対しては、各社就業規則で退職後(転籍後)を含めた守秘義務を課しているとともに、現在は役員を含めた全従業員を対象として、情報の取得・管理に関する基本事項を定めた各社の「情報セキュリティマネジメント規程」において、当該規定や諸規則、関係法令の遵守ならびに守秘義務等について広く意識啓発を実施するとともに、会社間異動時においては、誓約書の提出も義務付けています。</p> <p>・また、東西地域会社においては公正競争が阻害されないよう、以下の取り組みを実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社や支店等において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置</li> <li>・他事業者様情報へのアクセス規制</li> <li>・接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、通達、社員用マニュアル、社員向け説明会による指導徹底</li> </ul>

2) ボトルネック設備を保有するドミナント事業者として、例えば英国 BT は小売市場における公正競争確保の観点からアクセス部門の機能分離を本年1月から実施しました。また、今回のヒアリングにおいて、ソフトバンクは「ユニバーサル回線会社」の設立を主張しました。このようなアクセス部門に関する構造分離や機能分離を求める主張に対する NTT のお考えをご教示ください。

・英国では、LLU(ローカルループアンバンドル)の利用によるブロードバンド市場での競争が進展しない状況を改善するために、BTが社内に独立性のあるアクセス事業部を新設したのですが、日本では、既に、ネットワークのオープン化、会計分離等の措置がとられた結果、アクセス回線の開放による競争が英国に比べて大きく進展しており、現在取られている以上の措置は不必要と考えております。

・アクセス分離については、他事業者は自ら光ファイバ等のブロードバンドアクセス設備を構築することも、NTT東西の光ファイバを利用することもいずれも可能であり、また、アクセス分離よりブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれが大きいことから、実施すべきでないと考えます。なお同様の理由から諸外国でも実施した例はありません。この点についての詳細は(別紙2)のとおりです。

# アクセス分離について

**他事業者は、自ら光ファイバ等のブロードバンドアクセス設備を構築することも、NTT東・西の光ファイバを同等の条件で利用することも、いずれも<sup>(注)</sup>可能である。**

(注) KDDIは、NTT東西の光ファイバを借りる一方で、東京電力との提携やCATVの買収により、自らアクセス設備の構築を進めようとしている。

## (1) NTT東・西以外の事業者がアクセス設備を自前建設することは可能であり、現実に、電力系事業者やCATVが光ファイバ等アクセス設備を自ら構築して設備ベースでの競争が展開

- 東京電力やKオプティコム等の電力系事業者は、自らマンション向け／戸建向けの光ファイバのアクセス設備を構築している。
- J:COM等のCATV事業者は電柱・管路等を保有していないにもかかわらず、自前でマンション向け／戸建向けのアクセス設備を構築している。
- さらに、NTT東・西の電柱については、新たな添架ポイントを設けることとしており、他社が光アクセスを自ら敷設する条件は一層改善される。
- また、今後の技術革新により、WiMAXなどの無線ブロードバンドアクセス設備を構築することも可能である。

## (2) また、他事業者は、徹底したオープン化によりNTT東・西の光ファイバを同等<sup>(注)</sup>な条件で利用することも可能

(注)現状では、設備構築事業者のフェアリターンが確保できないルールとなっており、見直しが必要

- 既設の光ファイバの開放や光ファイバ情報の開示等により、NTT東・西の光ファイバについて、他社がNTT東・西の利用部門と同等の条件で利用できる環境は既に整備されており、他社は設備投資リスクを負うことなく、NTTのコストを下回る接続料金で光ファイバの調達が可能である。

(注)光ファイバについてもメタルと同様のオープン化措置がとられており、NTT東・西と同等にADSLをサービス提供できる事業者が、光サービスについて同様なサービス展開ができない理由はない。

ただし、NTT東・西の光ファイバの貸与可能な設備がない場合の新規敷設・増設要望については、他社が自らの投資リスクを負って光ファイバを設置する以外に方法はないと考えている。

## アクセス分離はブロードバンドインフラの円滑な構築に支障があるなどの問題点があり、諸外国で実施した例はない。

- アクセスの分離には、次のような問題があることから諸外国にも実施した例はない。また、米FCC、英オフコム、OECDなども、上記のデメリットを考慮し、構造分離を実施しないこととしている。
  - ・設備構築とサービス提供が分離されて「私作る人」「あなた売る人」となり、
    - ①「作る」側は自らの責任においてユーザ開拓することはできないために、先行投資のリスクを負って設備構築するインセンティブがなくなり、逆に「売る」側は確実にユーザがつく保証のない設備について借用するインセンティブが働かない。その結果、光インフラの設備構築が停滞する。
    - ②ユーザニーズを踏まえた技術開発、効率的な設備構築や運営に支障が生じる  
(例:光ファイバ接続の工法改善、DIYが可能な曲がる光ファイバコードの開拓等)
    - ③ユーザへの最終的なサービス提供上の責任者が不明確となることから、責任の押し付け合いが生じ、安定的なサービスの維持が困難になる (例:地震や雪害等に対する迅速な復旧対応等)
- さらに、光アクセス独占提供会社には次のような問題がある。
  - ①既にNTT東・西や電力系等事業者によるビジネスベースでの設備競争が行われており、競争導入による効率化を阻害する。
  - ②電力系事業者等も含めて民間会社の光アクセス部分を分離して新会社を作ることは、私的財産権上の問題が生じる。  
(注)NTTの外国人持株比率は2割
  - ③光ファイバ以外のADSL、CATVやWiMAX等のブロードバンドアクセス事業との公正競争を阻害する。
  - ④独占による不効率性により、不採算地域におけるコストが現在より高くなるおそれがあり、デジタルディバイドの本質的な解消にはならない。
- また、資産の所属替えやシステム対応などに多大な時間と労力が必要であり、ブロードバンドの発展にブレーキがかかる。
- 現実に、通信以外の分野で構造分離をした「英国の国鉄」や「カリフォルニアの電力」は、発電所や鉄道線路等の設備投資のインセンティブが低下するとともに事故対応等について責任分担が不明確となったことから、列車の遅延、停電や事故等が多発し、結果として経営破綻・公的支援による救済に至り、構造分離は失敗に終わっている。

# 構造分離に関する諸外国の動向

■欧米主要国においては、電気通信の複雑性や提供されるサービスの多様性に鑑みると、構造分離は不可逆的であって大きな混乱を引き起こす可能性があることから、現実には実施された例はない。

アメリカ	<p>・FCCのパウエル前委員長は、<u>構造分離は「膨大な時間の混乱」を引き起こすとして否定的。</u>(過剰な規制よりも市場に委ねる方が望ましい。) (2001年3月29日:連邦議会下院エネルギー商業委員会の電気通信インターネット小委員会の公聴会における発言(The Washington Post 2001.3.30、Telecommunications Report 2001.4.2等))</p>
イギリス	<p>・2002年7月、オフテルは「競争、BT、そして市場のために、オフテルはBTの分割を強制する意向がない」と説明し、分割の意思がないことを明確に伝えた。</p> <p>・2005年6月、オフコムは「<u>BTの垂直統合(設備とサービス)は消費者にも便益があり、BTの約束(アクセス事業部の設置)は競争への影響に対処しつつそのような便益を維持しようとするものである</u>」と評価し、「<u>現時点でBTグループの構造分離を求めることは、度が過ぎる</u>」と結論付けた。 (2005.6.30 諮問、9.22 声明文書)</p>
フランス	<p>・フランステレコムやARCEP(通信等規制機関)をはじめ利害関係者は「<u>電気通信の複雑性、提供されるサービスの多様性</u>」から<u>分割は不可能</u>であるとの見解。下院の国土開発委員会は会計分離で足りている。(Les Echos 2003.1.3/4、2002.11.28等)</p>
OECD	<p>・2003年11月、報告書で「<u>構造分離を実施するよりも、現行の規制を継続することが、より理に適っている。</u>理由は、<u>構造分離は不可逆的であり、実際には複雑で問題も多く、構造分離の便益がコストを十分に超えるという証拠はほとんど存在しない、というものである</u>」との見解を示した。</p>

## 英国鉄道の上下分離とインフラ会社の経営破綻

### 英国国鉄の上下分離・民営化(1996年)

- 英国国鉄は民営化にあたり、インフラ管理会社のレール・トラック社と25の運行会社(TOC)などに上下分離された。

### 上下分離に伴う問題点の顕在化

- 民営化以後、相次ぐ人身事故とスト頻発で、ダイヤの乱れが恒常化した。
- サービスや安全性をめぐるレール・トラック社と運行会社が責任をなすりつけあい、肝心のインフラ投資が遅れたと批判された。

### レール・トラック社の破綻(2002年)

- レールトラック社は経営破綻し裁判所の管理下へ入り、2002年10月3日、政府が公的資金を投入しているネットワーク・レール社に引き継がれた。

# カリフォルニア州の卸・小売分離と電力危機

## カリフォルニア州の電力の卸・小売分離、自由化(1998年3月)

- 公設非営利の卸電力取引所(PX)を設立し、3大私営電力会社※は、ここを介して電力を調達するよう義務付け。

※既存電力事業者。PG&E(パシフィック・ガス&エレクトロニクス社)、SCE(サザン・カリフォルニア・エジソン社)、SDG&E(サンディエゴ・ガス&エレクトロニクス社)の3社

## 電源設備建設の停滞等による電力供給不足、卸価格の高騰(2000年夏～)

- 電源設備建設が行われなかったため、2000年夏には猛暑で需要が増加し、PXにおける卸電力価格が前年同時期の約4～5倍に高騰した。同年12月には、再び電力需給が逼迫し、数度にわたり停電した。

## 電力会社の経営破綻・電力料金の値上げ(2001年)

- 卸電力取引所(PX)と小売り電力会社(PG&E、SCE)が経営破綻し、州公益事業委員会(CPUC)は2001年3月、PG&EとSCEの小売電気料金について、1kWhあたり3セント(全体で約40%)の値上げを承認。

東京電力「Tepco Report」(2001.6)よりNTT作成(<http://www.tepco.co.jp/company/corp-com/annai/shiryou/report/bknumber/0106/index-j.html>)

### 日本の電力規制機関の見解 <総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会報告書(2003年2月)>

短期・長期を問わず電気の安定供給を図るためには、発電設備と送電設備の一体的な整備・運用が求められる。

送配電部門と発電・販売部門との内部相互補助の禁止、差別的取り扱いの禁止等の行為規制を担保することとし、行政として事後チェック機能を整備すれば、構造規制によらずとも送配電部門の公平性・透明性は担保され、市場参加者の信頼が確保され得るものと考えられる。

3) KDDI は、その主張の中で、NTT 意見「グループ各社は独立した経営単位であり、それぞれの事業運営は各社の自主的かつ独立した経営判断により行われている」(平成 12 年 11 月)にもかかわらず、「NTT のグループ経営戦略は、グループ経営の一体化を明確にしており、NTT 持株会社が、NTT グループの各事業会社を、実態として拘束するものである」(KDDI 資料「参考資料」p.23)と主張しています。この主張に対する NTT の考え方をお聞かせください。

・平成12年11月のNTT意見は、「グループ各社は独立した経営単位であり、それぞれの事業運営は各社の自主的かつ独立した経営判断により行われている。また、持株会社は各社の自主性を最大限尊重した運営に配慮している。」としており、昨年11月の「中期経営戦略の推進」においてもこの基本スタンスは変更していません。

・なお、NTTとしては、現行法の枠内でIP化の進展に伴うシームレス化・融合化するユーザーニーズに応えていくにはグループ経営の維持が必要であると考えており、NTTの資本分離は行うべきではないと考えています。この点についての詳細は(別紙3)のとおりです。

# 資本分離について

**IP化の進展に伴うサービスのシームレス化・融合化するユーザニーズに応じていくためには、グループ経営の維持が必要。**

- 民営化以降もNTTの在り方については様々な議論がなされてきたが、99年の再編成で、当時の電話を前提とした公正競争条件の整備、ユニバーサルサービスの維持、国としての研究開発力、国際競争力の強化、株主利益の保護等の多面的(相反する)要請を総合的に勘案して決定された。
- まず、次世代ネットワークを構築し、ユーザサービスの向上や料金の低廉化を図るためには、再編成の枠組みの中でグループ内リソースの有効活用により事業効率を向上させるとともに、サービスの開発力を強化することが必要。
- 次の措置により、現行法の枠内で公正競争条件を確保する。
  - ・次世代ネットワークはグループ外に対してもオープンなものとする考えであり、グループ外に開いたビジネスモデルを考えている。
  - ・グループ内リソース(ヒト・モノ・カネ)の有効活用についても、現行ルールを遵守して対応していく(注:ブランドについては、ユーザの利便性の観点から再編成当時に一般的な商取引の問題として整理された)
- なお、IP化に伴うサービスのシームレス化・融合化に対応するため、国内外の事業者も合従連衡を行うなど事業構造の変革を進めている。

## 【再編成時の整理】

### (参考1)ブランド

「ロゴマーク、NTTブランド等の使用については、一般的な商取引の問題である」(「再編成に関する基本方針(平成9年12月)」)

### (参考2)人事交流

- ・NTT東・西とコム of 役員兼任の禁止(「事業法」31条。再編成に関する基本方針に同趣旨の規定)
- ・NTT東・西とコム of 間の在籍出向の禁止(転籍による)(「再編成に関する基本方針」(平成9年12月))

### (参考3)共同の資材調達

「持株会社及び地域会社は長距離会社と共同で資材調達を行わないこと」(「再編成に関する基本方針(平成9年12月)」)。以下同)  
「東西地域会社間の資材調達及び持株会社による地域会社の資材調達については、公正競争条件の問題ではなく、これらの会社におけるコスト削減を図るための共同調達を禁止する必要はない」  
「NTTデータ、NTTドコモの分社の際・・・NTTとこれらの会社との間の共同資材調達の禁止を含む公正競争条件は、引き続き地域会社とNTTデータ、NTTドコモ・・・の間においても同様に適用される」

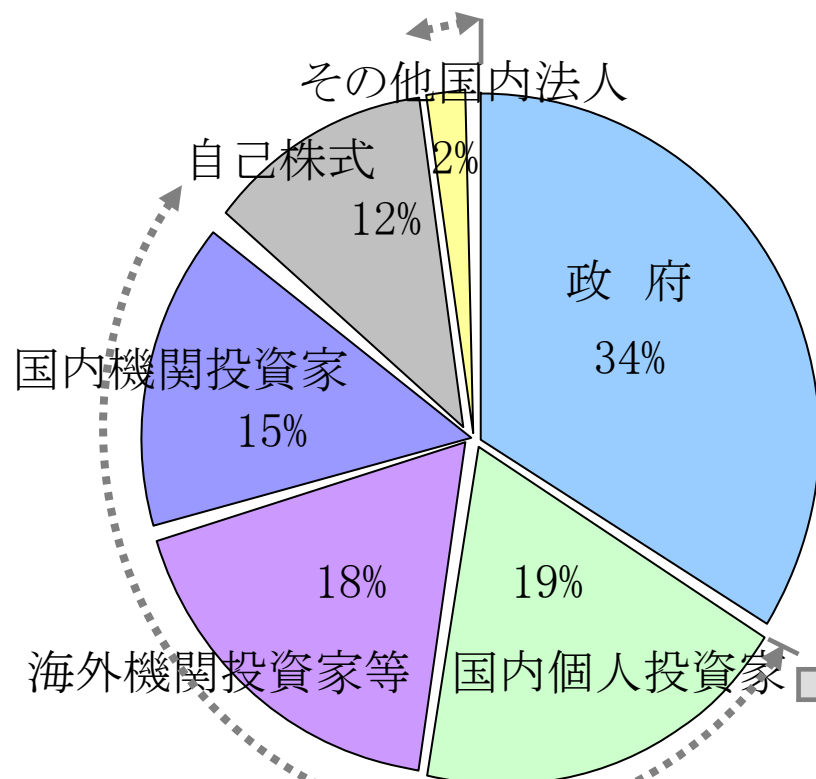
### (参考4)資金調達

「地域会社・長距離会社による持株会社からの長期資金調達については、・・・利用者及び株主の利益が維持できるよう、禁止しない」

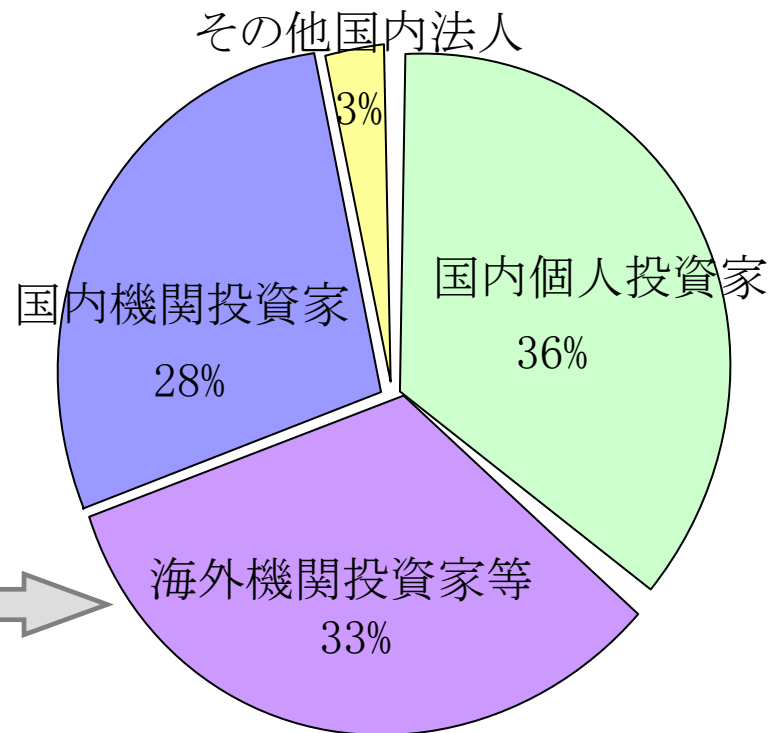
## NTT株式保有構成

■ 政府によるNTT株保有義務は1/3以上となっており、それ以外の一般投資家が2/3を保有している。一般投資家のうち、海外機関投資家等による保有が18% (流通株式の33%) を占める。

株式の内訳  
(2005年9月末時点)



流通株式の内訳  
(2005年9月末時点の政府・自己株式除き)



流通株式

※政府によるNTT株保有義務は3分の1以上  
外国人持株比率は3分の1未満

4) NTT の中期経営戦略(資料 p.4)では「オープンなネットワーク」を構築していくとし、ヒアリングにおいてもこの点を強調されました。そのスタンスは歓迎すべきものですが、技術的なオープン性はもとより、競争事業者が NTT の NGN に接続する際の接続ポイント、接続に要する期間などが競争事業者にとって現在の PSTN と同等の条件が確保されるかどうか重要なポイントになると考えます。この点、NGN の構築について、技術的なオープン性の確保に加え、こうした経済的な側面から見たオープン性の確保も NTT として実現するお考えでしょうか。

・次世代ネットワークは、現在の電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、かつその接続形態は、それぞれが独立したネットワークとして対等なネットワーク同士の接続になると想定されます。

(2月1日の当社のヒアリング資料18)

・したがって、次世代ネットワークの接続ポイント等は電話網とは異なるものになると考えていますが、今後、IP網間の接続を円滑に実現するために、事業者間の協議内容等も踏まえつつ、具体的な接続条件や接続ポイント等を決定していきたいと考えております。

<p>4. その他</p>	
<p>1) NTT の資料(p.24)では、「大量の IP トラフィックを流すコンテンツ配信や P2P 通信等が今後普及していくと考えられる」中、「上位レイヤ事業者とネットワーク事業者の間の費用分担の在り方を整理することが必要である」と主張していますが、具体的にどのような方策が考えられるのかご教示ください。【ポ ーダフォン質問 6 と同旨】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この課題については既にアメリカにおいて議論が始まっていますが、映像配信や双方向映像通信サービス等のブロードバンドサービスが発展していくためには、サービス品質の確保が必要であり、それを実現するネットワークの構築が必要であり、適正なコスト回収がなされなければ、ネットワークの構築・増強は進まず、結果として、ブロードバンドサービスの発展を阻害することになると考えています。</li> <li>・いずれにしても、<u>映像配信サービスの開発インセンティブやサービス品質の確保、ユーザ間の利用機会・負担の公平性、ネットワークコストの適正な回収等の多面的観点から今後のブロードバンドサービスの発展のために建設的な議論を行っていくことが必要だと考えて、問題提起をしたものです。</u></li> </ul>
<p>2) NTT の資料(p.10)における NTT 西日本とケイ・オプティコム の FTTH サービスの月額料金の推移に関し、今回のヒアリングの席上、ケイ・オプティコム(株)から両社の料金比較のベースが異なる旨の指摘がありました。この点について、NTT としての見解をお示しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり、NTT西日本とケイ・オプティコム社のFTTHサービスの料金は、いずれもプロバイダ料、回線終端装置利用料、通信料等を含んだものであり、比較のベースは同じと考えます。</li> <li>・また、ヒアリングの席上で、「これだけの料金差がありながら、受注ベースではNTT西日本にかなわない」といった発言がありましたが、お客様は料金だけでなく、例えばNTT東西の光サービスには<u>ISPが自由に選択できる等ケイ・オプティコムのサービスにはない特徴</u>がある等のサービス面も考慮に入れて選択されていると考えています。</li> </ul>

なお、2月1日ヒアリングにおいて他社から意見提起された事項についての当社の見解を別添資料にまとめております。

**■オープン化に向けた主な取り組み**

- |                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| 1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)のオープン化 | … | 1 |
| 2. 局舎コロケーションのオープン化      | … | 3 |
| 3. ダークファイバのオープン化        | … | 5 |

**■「競争条件が同等でない」等の他社のご意見に対するNTTの考え方**

- |                      |   |    |
|----------------------|---|----|
| 1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)の利用 | … | 7  |
| 2. コロケーション           | … | 14 |
| 3. ダークファイバの利用        | … | 20 |
| 4. 次世代IP網            | … | 22 |
| 5. 情報開示及び各種手続き       | … | 23 |
| 6. その他               | … | 28 |

# 1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)のオープン化に向けた取り組み

◆ NTT東西は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき、電柱・管路等の利用条件・利用手続き等を定めた「標準実施要領」を作成・公表し、他社がNTT東西と同等の条件で線路敷設基盤を利用できる環境を整えており、現に相当数を提供しているところである。

⇒ CATV事業者、電力系事業者等は相当量のケーブルを自前敷設しており、他社が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っている。

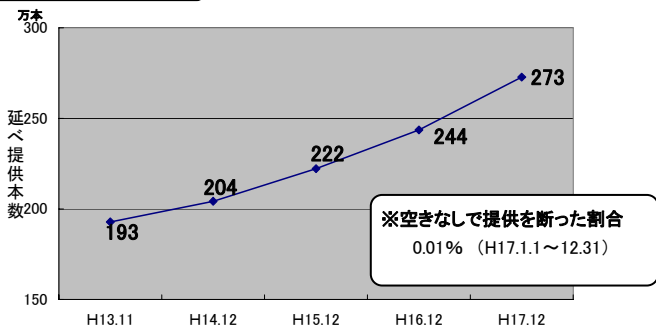
◆ 更に、総務省主催の「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」での議論を踏まえ、NTT東西は、新たな添架ポイントの開放、添架手続きの簡素化等の実施に向けて積極的に取り組んでいる。

## これまでの主な取り組み

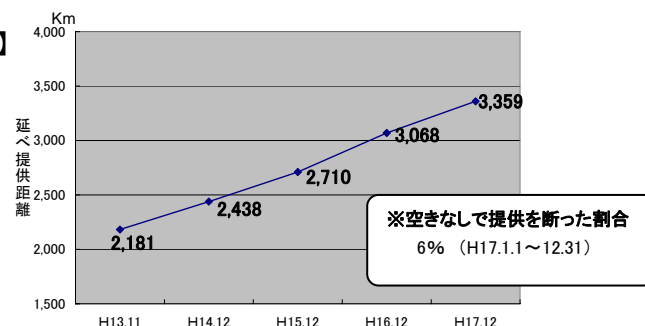
時期	取り組み内容
H11.3	管路・とう道等の貸出条件(手続きに要する標準的期間、料金算定方法等)を自主的に公表
H12.8	管路の行き詰まりに対応するため、1の管路に2のケーブルを収容可能とする方式(ハーフダクト方式)を導入
H13.4	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に沿って、電柱・管路・とう道等の貸出条件を「標準実施要領」として制定・公表
H14.6	電柱使用料の値下げ(1,600円/ポイント・年→1,200円/ポイント・年)等、電柱・管路・とう道等の貸出条件を見直し
H15.4	腕金を利用した添架、NTT東西支線の他社との共用の許容等、電柱・管路・とう道等の貸出条件を見直し
H17.5~7	総務省主催の検討会において、「新たな添架ポイントの開放」や「電柱添架手続きの簡素化等」を提案 (NTT引込線ポイントの地上高を開放、敷設都度の設備・工法確認を包括契約での事前一括確認に変更、最初の申請時に併せて申請された将来添架予定の引込線について以降の添架を通知のみで実施等)
H18.1	新たな添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化に関するトライアルを開始 (工法:NTT東日本:6.1m等単独添架、NTT西日本:NTT引込線引留用L形金物ポイント等単独添架、最下部の添架ポイントの直下での近接設置) (エリア:NTT東日本:東京都目黒区、NTT西日本:大阪府豊中市)

## これまでの提供実績等

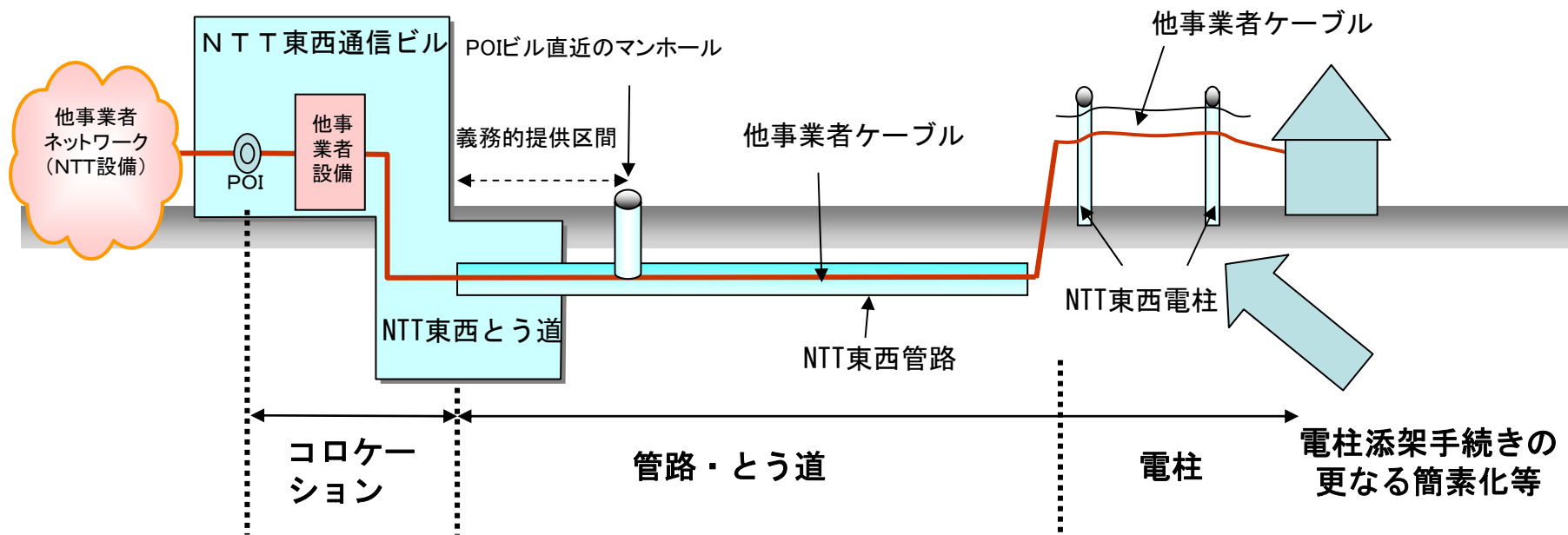
【NTT東西電柱】



【NTT東西管路】



(参考1)



	コロケーション	管路・とう道・電柱	
		義務的提供区間	一般提供区間
			電柱添架手続きの更なる簡素化等
ルール整備	総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき提供 (H10)	総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に従い定めた標準実施要領に基づき提供 (H13)	総務省の「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」(H17.7)の検討結果を踏まえ試行実施 (H18.1より6ヶ月程度)
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続に必要な他事業者設備をNTT東西通信ビル内等に設置するためのスペース等を提供 (昭和62年～)</li> <li>・自前工事・保守が実施可能になる (平成12年～)</li> </ul>	<p>内外無差別に提供</p> <p>電柱は民営化前から、管路・とう道は平成8年から提供 (NTT東西ビル・他事業者ビル間伝送路は昭和61年から)</p>	<p>新たな添架ポイントの開放、申請手続きの簡素化等により他事業者による架空配線区間の自前敷設を促進</p>

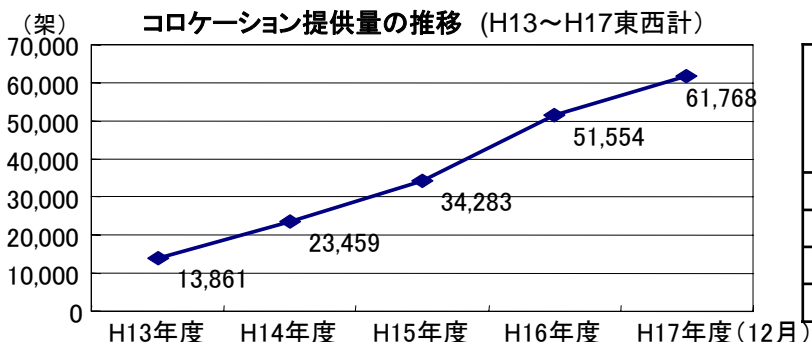
## 2. 局舎コロケーションのオープン化に向けた取り組みについて

- ◆ NTT東西は、他社との接続が開始された当初より、局舎コロケーションをオープン化し、平成12年には自前工事・保守の実施を含むコロケーションの利用条件・利用手続き等を接続約款に規定しており、利用部門と他社が同等に局舎コロケーションを利用できる環境を整えている。
  - ◆ 平成13年7月のソフトバンクのコロケーションリソースの大量無効保留(0.2万架を返却、3.1万架は保留期間経過により自動キャンセル)によって、その他の事業者の局舎コロケーションに支障が生じたこと(リソース枯渇問題(別紙参照))を契機として、その後、数回に亘り、情報開示の充実を含め、限られたコロケーションリソースを有効活用するためのルール整備に取り組んでいる。
- ⇒ 他社による局舎コロケーションは増加しており、NTT東西が、「リソース空きなし」を理由に提供不可回答する事例は少ない。

### これまでの主な取り組み

時期	取り組み内容
H12.12	コロケーションの利用条件等(申込手続き、標準的な手続き期間・リソース準備期間等)を接続約款化。自前工事・自前保守の開始
H12.12	スペース・MDFの空き情報(ランク表示)をWeb開示
H13.4	自前工事・自前保守時のNTT東西の立会対象範囲を縮小(土休日・夜間を理由とする立会は廃止)
H13.12	リソース枯渇問題を契機として、無償保留期間を短縮(最大1年3ヶ月→6ヶ月※) ※スペース利用料の負担により最大1年まで延伸可能
H14.2	ソフトバンクの大量無効保留リソースの返却分(0.2万架)等を、割当希望事業者に公平に分配
H14.3	電力設備の空き情報(ランク表示)及び更改計画情報をWeb開示。空き情報の更新周期の短縮
H14.5	リソース枯渇問題への対応策として、リソース逼迫ビルについて割当量の上制限を導入
H14.6	ソフトバンクの大量無効保留リソースの保留期間経過による自動キャンセル分(3.1万架)を、割当希望事業者に公平に分配
H15.5	リソースの無効保留問題への対応策として、電力設備の保留後キャンセルにペナルティ(保留期間中の電力設備使用料相当)を設定

### これまでの提供実績等



### コロケーションリソースの空き状況等

リソース	提供可能リソースの割合 (H17.12月末時点)	提供可回答とした割合 (H17.1月～12月)
	NTT東西	NTT東西
スペース	96%	95%
受電	97%	90%※
発電	93%	
MDF	99.8%	98%

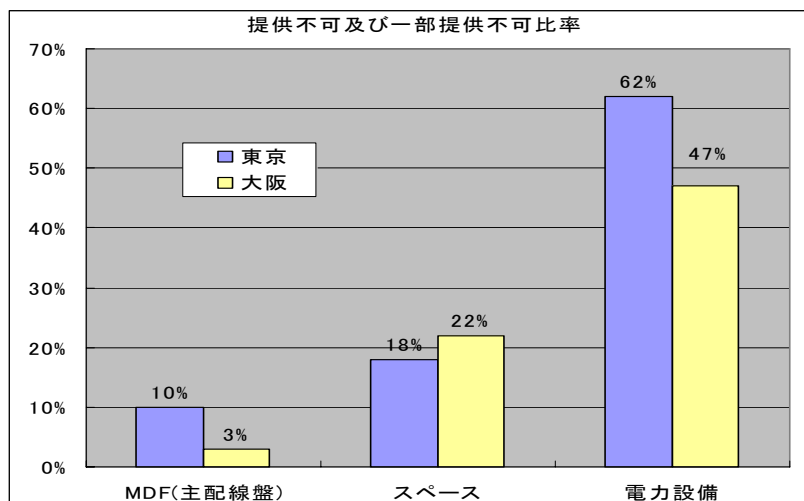
※ 他社が適正な投資リスクを負担すること(投資額の全額を負担)、NTT東西の設備管理上で支障が生じないことを条件に、他社が専用利用する受電設備の構築を提案。  
これまでにKDDI等に提案。

# (別紙) ソフトバンクによるコロケーションリソースの専有について

- ◆平成13年7月、ソフトバンクは自社DSLサービス展開のために、当時のルール(1年間無料でリソース保留が可能、かつ、リソース確保量上限なし)の隙をつく形で、DSL普及率が1%程度であったにもかかわらず、NTT東西の全電話加入者数の約3割、ビルによっては約9割の規模にも及ぶ量のリソースを1社にて専有し、その結果として、NTT東西のコロケーションリソースが枯渇し、他の事業者がDSLサービス等を展開できないといった事態が発生した。
- ◆他社へのリソース配分のための、NTT東西からの再三にわたるリソース返却要請にもかかわらず、リソースは殆ど返却されず、無償保留期間の期限切れ時点でようやく、専有量の約4~6割にも及ぶ大量のリソースが返却された。
- ◆NTT東西としては、このような事態の抑止に向け、①リソースの無料保留期間の短縮(1年→6ヶ月)、②リソース確保可能な上限値の設定といった、有限なリソースの公平かつ有効活用に向けたルール整備を行ってきたところである。

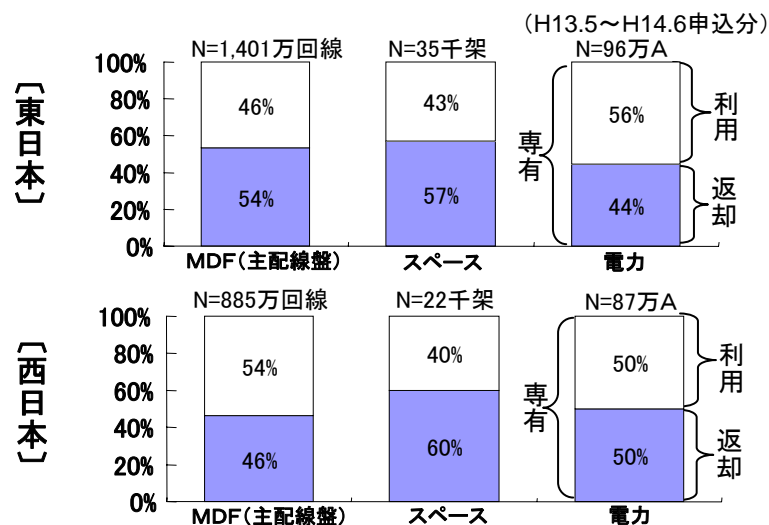
## ■リソースの専有による他社申込みへの影響

リソース専有によって、H13当時、電力設備などは、他の事業者からの申込みの多くが提供不可となった。



## ■専有/返却リソースの量

H13に大量に専有したリソースの4~6割にも及ぶ量が保留期限切れによりようやく返却され、他の事業者に配分された。



# 3. ダークファイバのオープン化に向けた取り組みについて

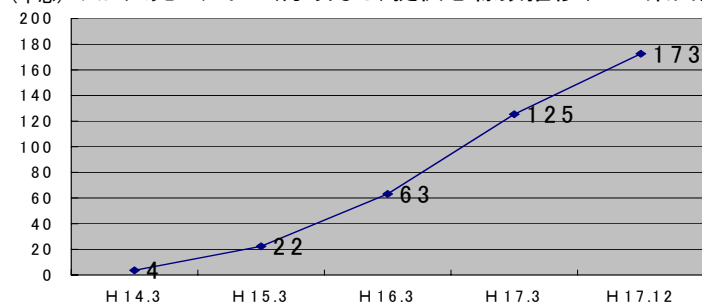
- ◆ NTT東西は、Bフレッツサービスの試験提供開始にあわせて、平成12年12月にダークファイバの提供条件・利用手続き等を自主的に公表してオープン化し、平成13年7月には提供条件・利用手続き等を接続約款に規定しており、利用部門と他社が同等に利用できる環境を整えている。
- ◆ 更には、数回に亘っての情報開示の充実、申込手続きの簡素化、標準的な手続き期間の設定・短縮化などの各種施策に積極的に取り組み、ダークファイバの円滑な利用を促進するためのルール整備に努めている。

## これまでの主な取り組み

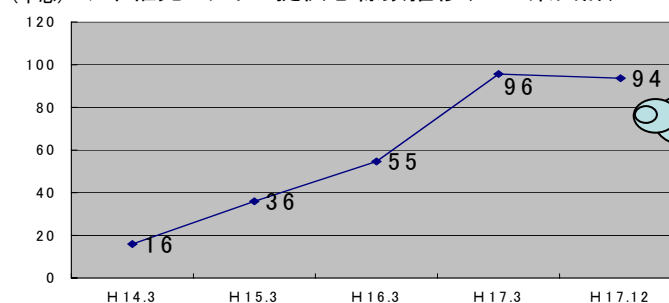
時期	取り組み内容
H12.12	ダークファイバの提供条件・利用手続き等を自主的に公表
H13.5	加入光の提供可能エリア、中継光の未利用芯線数(ランク表示)、中継光の敷設計画等をWeb開示
H13.7	ダークファイバの利用手続き等(申込前の事前調査手続き、申込手続き、諸手続きに要する標準的期間等)を接続約款化
H13.9	ダークファイバの接続料金等の提供条件を接続約款化 (加入光は7年間の将来原価、中継光は実績原価)
H14.4	中継光の未利用芯線数(ランク表示)の情報更新周期の短縮
H14.8	中継光の増設計画情報等をWeb開示
H15.3	加入光の申込手続きの簡素化(申込前の事前調査を廃止) ダークファイバの開通までの標準的期間を設定 (加入光は1ヶ月(利用者建物まで設備ありの場合)、中継光は1ヶ月半)
H15.3	加入光の納期情報をWeb開示 (NTT西はH15.10~)
H16.6	中継光について、申込前の事前調査に要する標準的期間を短縮(1ヶ月→3週間)
H16.7	シェアアクセス方式のサービスを展開する他社に、配線ブロック情報(1の所外スプリッタでカバーする住所情報)を開示 (NTT西はH16.10~)

## これまでの提供実績等

(千芯) ◆ 加入光ファイバ(分岐なし)提供芯線数推移(NTT東西計)



(千芯) ◆ 中継光ファイバ提供芯線数推移(NTT東西計)



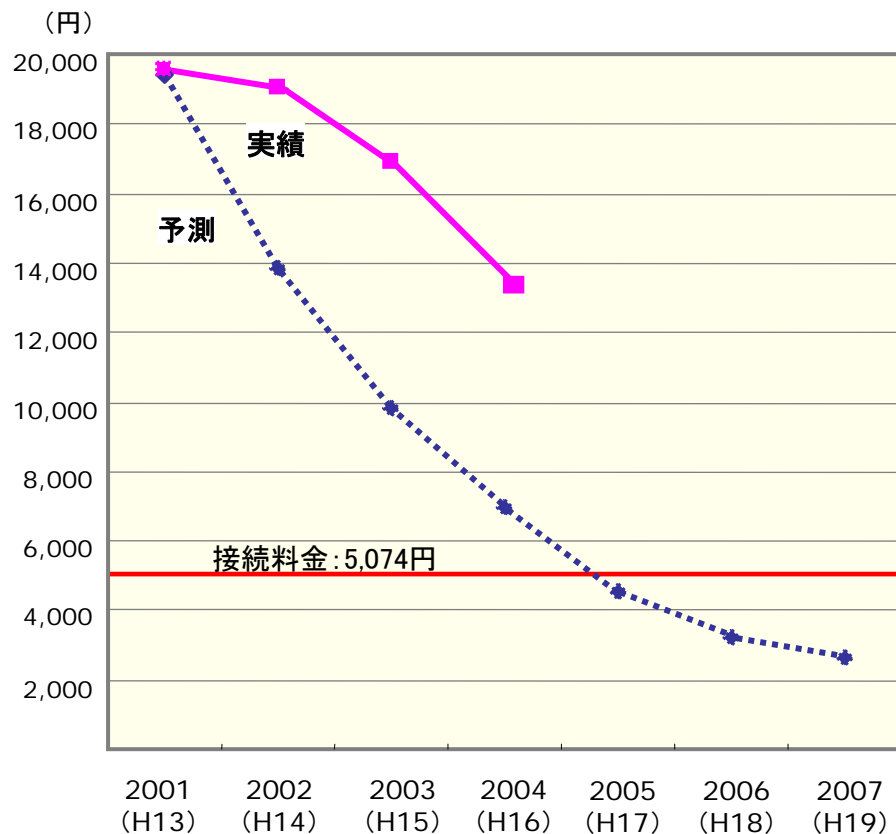
H17の純減はソフトバンクグループ・KDDIによる中継光の大量利用中止(18千芯)の影響  
→影響なければ112千芯

## (参考) 現行のダークファイバのオープン化ルールの問題点

競争事業者は、自前で設備構築することが可能な中で、設備投資リスクを負うことなしに、NTT東西から現実のコスト以下の料金を光ファイバを借りることができるため、NTT東西よりも競争上有利な立場。

設備構築事業者からは、NTT東西に光ファイバを現実のコスト以下の料金を貸し出すことを義務付けている現行のルールは見直すべきとの意見が出されている。

加入光ファイバ1芯あたりコストの推移 (東西計)



### パワードコム 中根社長インタビュー記事

(NTT東西に光ファイバを安く貸し出すことを義務づけている)光ファイバ開放義務は撤廃すべきだ。総務省は電柱から先の引込線だけ緩和を検討しているが中途半端。中継線から全て義務を撤廃し、自由な市場とすれば、NTTが赤字で貸し出している光ファイバも適正な料金になるだろう。そのうえで民間が知恵を出してNTTに勝負を挑めばいい。  
(2005.5.17 フジサンケイ ビジネスアイ)

### 九州通信ネットワーク パブリックコメント

NTT東西がボトルネックとなるネットワーク設備を安い料金で開放し続けることは、最終的にNTT東西がアクセス設備を独占する状況になることが懸念される。自らネットワーク設備を構築する地域の通信事業者については、コストを踏まえた適正な料金が確保できないと、設備投資へのインセンティブは働かない。地域の通信事業者が適正な料金競争が可能になるような政策を検討すべき  
(2005.11.30 懇談会アジェンダに関する意見募集に)

# 「競争条件が同等でない」等の他社のご意見に対するNTTの考え方

## 1. 線路敷設基盤(電柱・管路等)の利用

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■ 電柱に関する手続き面での非対称性が存在</p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・NTTは自社柱の借用手続きが不要だが、他社は借用手続きが必要(電柱の詳細な実態報告等)。</li><li>・NTTは自社柱だけでなく電力柱も手続き無しで借りられるが、SBBがNTTと同じことをやるためには3千万回もの手続きが必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・NTT東西柱の自社利用については、社内手続きとなるため契約・申請行為を省略していますが、<u>安全確保のための電柱強度や電柱実態の確認については、他社がNTT東西柱を利用する場合と同様に、区別なく実施しております。</u></li><li>NTT東西では、他社側で空きポイントの有無を確認するための現場調査が大変であるということであれば、調査費等をご負担いただく前提で、NTT東西に現場調査を依頼いただくことも可能と考えております。</li><li>・また、<u>NTT東西がFTTHサービス等を提供するために光ファイバを敷設する場合には、電力柱を利用しなければならないケースが多く、その際には、他社が電力柱を利用する場合と同様に、電力会社に対する借用手続きが必要</u>であり、「NTT東西は手続き無しで電力柱を借りられる」との他社のご意見は事実誤認です。</li><li>・更に、NTT東西においては、他社がNTT東西柱を利用する際に、将来敷設予定がある引込線分を事前にまとめて申請しておけば、通知だけで個々の引込線の添架を可能とする等、電柱添架手続きの簡素化を進めており(トライアル実施中)、電柱添架の事前手続きとして、「3千万件もの手続きが必要になる」といったことはないと考えております。【別紙1参照】</li><li>・なお、NTT東西としては、手続き面等において具体的な改善要望があれば、これまで同様、真摯に対応していく考えです。</li></ul>

## 光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等について(H17.7.29総務省報道発表資料より抜粋)

### 3. 申請手続き

1)光引込線のような定型かつ大量の申込みについては、以下の方法により電柱共架申請手続きの簡素化・効率化を図ることとする。

ア 設備・工法についての事前協議を行うことにより、申請の都度行う確認を効率的に行う。

イ 添架に係る基本契約を予め締結することにより、個々の申請に係る契約については、四半期ごとにまとめて締結※するとともに、申請書類の簡素化を検討する。

2)NTT東西柱においては、最初の申請時に併せて将来添架予定の引込線について申請された場合には、当該引込線数の範囲内であれば、以後の引込線(単芯のものに限る。)の添架を通知により行えるようにすることとする。

3)なお、添架者は、電柱添架手続きの処理全体への影響に配慮し、具体的に敷設する計画がない電柱に申請を行うなど必要以上に申請することのないよう留意することとする。

※NTT東西柱については、NTT東西からの添架可の回答書受領をもって契約締結するものとし、個々の申請に係る契約行為を簡素化することとしております。

## 他社のご意見

### ■ 電柱に関する技術面での非対称性が存在

(SBB)

- ・NTTは柱上に設備を構築するための技術基準を、自社設備に合わせて設定可能だが、他社はNTTが設定した様々な基準をクリアするために工法等の制限を受ける。
- ・NTTは他社がもっていない情報(技術やノウハウ等)を持っているが、柱上設備の構築技術や使用物品に関する基準等の情報公開が不十分。

## NTTの考え方

- ・電柱添架の技術基準については、単独添架の場合は、基本的に関係法令・既に公開されている技術基準を満足すれば、他社の責任において自由であり、「NTT東西は自社設備に合わせて様々な技術基準を設定している」との他社のご意見は事実誤認です。
- ・ただし、近接設置工法は新たな工法であるため、お互いの設備を守るための防護方法等を双方で取り決める必要がありますが、今回、SBBに対して、NTT東西が一方的に制約を課した事実はありません。
- ・なお、NTT東西としては、保有する技術やノウハウ等について、他社から情報開示要望等があった場合には、当該情報の開示の必要性、開示の可否、(開示可とする場合には)ノウハウ等の対価の水準等について、具体的な検討を進めていく考えです。

## 他社のご意見

### ■ 道路占用に関する手続き面での格差が存在

(SBB)

- ・NTTの場合、既存設備設置区間で引込線を設置するには、道路占用手続きが不要だが、他事業者は既存設備がないため、道路占用手続きが必要。
- ・道路管理者によって占用手続きが異なるため、時間と費用がかかる。

### ■ NTTの管路・電柱を借用して光ファイバを敷設する場合において、お客様向けのサービス開通期間(調査～回答～建設)において、利用部門と他事業者は同等でない。

(KDDI)

- ・管路の場合、調査～開通まで最短5～6ヶ月程度必要、電柱の場合、調査～開通まで最短2ヶ月程度必要であり、NTTのお客様向けのサービス開通期間を遥かに超える。

## NTTの考え方

- ・NTT東西も、個々の道路管理者の指示・関連法令に従って、道路占用手続き、占用料の支払いを実施しており、その手続きに時間と費用がかかるのは、他社と同じであると考えております。

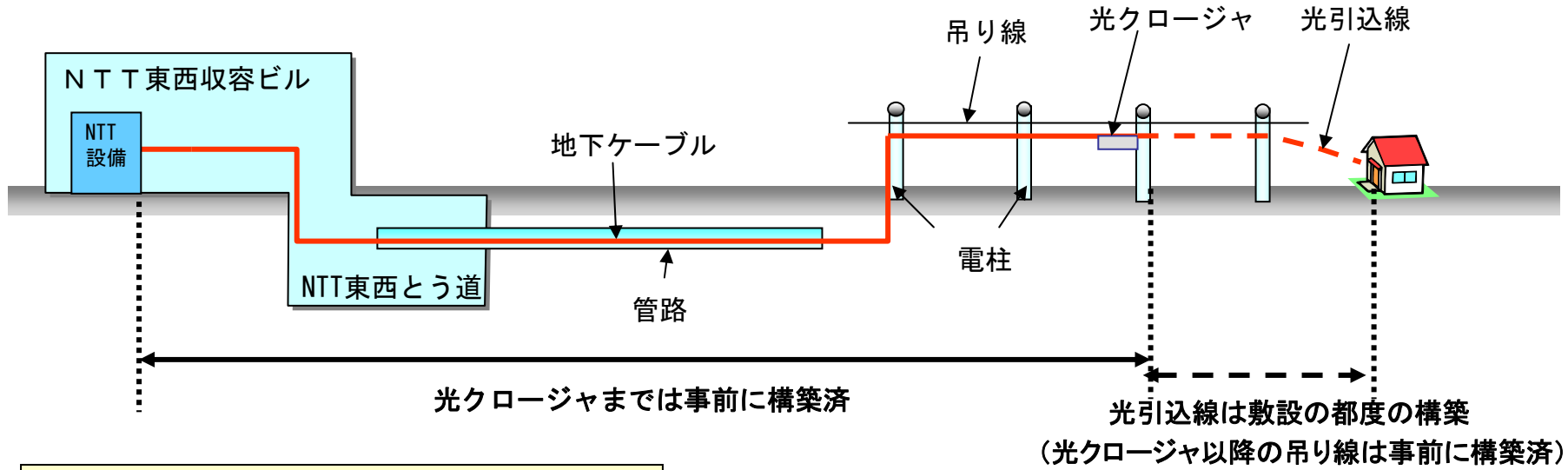
※なお、アクセス分離によりアクセス会社が電柱を保有することになったとしても、他社側で必要となる手続きは現行と変わらないものと考えます。

- ・NTT東西のお客様向けサービスの開通期間が短いのは、NTT東西がお客様のご要望に即応できるよう、あらかじめユーザ宅の近傍の電柱等まで光ファイバを敷設するとともに、吊り線等を準備して、以降は引込線の敷設のみでサービス提供可能としているためです。

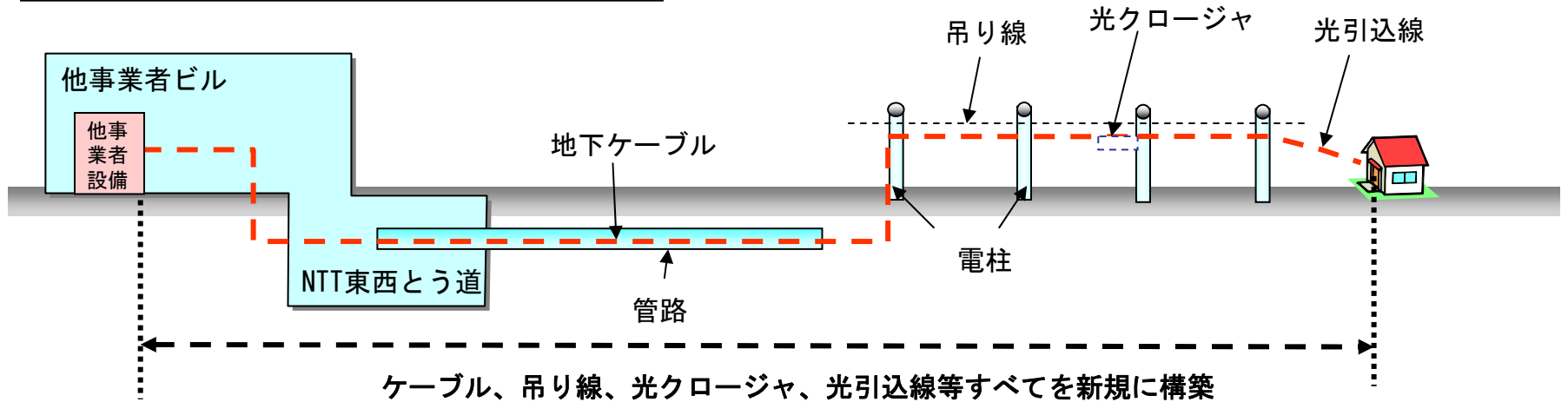
他社も、あらかじめ同様の準備を行っておくことにより、個々の申込みに対して同等の期間で対応できるものと考えております。【別紙2参照】

- なお、NTT東西も、新たに収容局から光ファイバを敷設する場合や、き線点以下の架空区間で光ファイバを敷設する場合は、一般的に、KDDIから指摘されている期間と同程度の期間が必要です。

NTT東西のケース



他事業者が同等性を求めているケース



他社のご意見

■ NTTの管路・電柱を借用して光ファイバを敷設する場合において、線路敷設基盤の空き空間に制約がある場合の取扱いについて、利用部門と他事業者は同等でない。

(KDDI)

- ・利用申込みしても、調査の結果、「貸与不可」となる場合もあり、光ファイバ敷設不可能な状況もある。
- ・空き空間が無い場合の取り扱いについて、「貸与不可」で回答を受ける他事業者と、線路の更改(集約)等により自らの裁量で空き空間を作ることができるNTT東西利用部門は同等でない。

NTTの考え方

・NTT東西の電柱・管路等の利用申請に対し、「空き」がないことを理由にその提供を断ったのは、平成17年1月～12月の間で、電柱については0.01%、管路等については6%程度であり、空きがないというケースは非常に少ないものと考えております。

【平成17年1月～12月の電柱添架の可否回答状況】

電柱添架申請: 69,573件 → OK: 66,881件、NG: 437件(内、空きなし: 7件)、  
検討中: 2255件

管路利用申請: 469件 → OK: 405件、NG: 32件(内、空きなし: 27件)、検討中: 32件

更に、電柱については、総務省主催「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」において、NTT東西の引込線ポイントの地上高を新たな添架ポイントとして開放するとの整理が図られ、新たな電柱の空き空間が創出されています。

・仮に、NTT東西の管路等に空きがない場合であっても、他社は他の手段として、自前管路を敷設したり、電力会社や鉄道会社の管路等、共同溝、下水道、情報BOX等を利用し、光ファイバを敷設することも可能であると考えます。

・また、他社は、管路等に空きがなく自前で光ファイバを敷設することができない場合であっても、NTT東西が敷設した光ファイバを、利用部門と同等の条件で借りることができるため、利用部門と他社の同等性は確保されていると考えます。

他社のご意見

■線路敷設基盤(電柱、管路、とう道等)をアンバンドル化すべき。

(KDDI)

・NTT東・西が保有する管路・電柱等の線路敷設基盤と同等の設備を他事業者が構築することは、設備投資規模、国民経済性等に鑑みれば、事実上不可能。

(SBB)

・管路・とう道等は施設設置負担金・電電債により構築しており、他社は自前で構築するのは不可能。

(KDDI)

・線路敷設基盤(電柱、管路、とう道等。(いわゆる第一マンホールの前後で区別することなく全ての区間の当該設備を含む。))及びコロケーションリソース(局舎を含む。また、いわゆる一般コロケ対象の設備を含む。)を一種指定設備として位置づけるべき。またこれら設備毎に会計上区分するとともにアンバンドル化すべき。

NTTの考え方

・NTT東西は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」※に基づき、線路敷設基盤の利用条件・利用手続き等を定めた「標準実施要領」を作成・公表する等、徹底したオープン化を実施してきており、それらの料金については、当該ガイドラインに従って適切に設定し、このうち義務的区間の利用料金等については、個別に認可を受けて接続約款に記載する等、既に電柱・管路等の利用料金等はアンバンドル・公表されていることから、これ以上の措置は不要と考えております。

・なお、NTT東西としては、手続き面等において具体的な改善要望があれば、これまで同様、真摯に対応していく考えです。

・また、光ファイバ等については線的に設備を構築する必要があるため、更なる光ファイバ等の自前敷設環境の整備にあたっては、NTT東西の線路敷設基盤以外の線路敷設基盤についても利用手続きを簡素化等していく必要があるものと考えております。

※ガイドラインは、毎年、設備使用の進展の程度等に基づき見直しを行うこととされていますが、平成18年1月25日に開催された情報通信審議会電気通信事業部会では、総務省から、「本ガイドラインにより手続きの透明性等が向上し、電気通信事業者による線路敷設の円滑化に進展があり、平成17年の電柱・管路等の貸与状況調査で電柱の新規貸与実績が大幅に増加していることなどを踏まえて、平成18年度はガイドラインの変更を行わないこととする。」旨、報告されています。

## 2. コロケーション

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■コロケーションの手続が同等ではない</p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・NTT東西は手続が不要だが、他社は調査手続・工事申請手続きが必要。</li><li>・(NTT東西は、NTT局舎へ設備構築するため、各種手続きが不要であり、自社設備の構築スケジュールに合わせて、工事の実施が可能⇒早期にサービス提供可能であるのに対し、接続事業者は、コロケーションスペースの借用のために、調査手続き(設置設備報告)と工事申請手続きが必要【手続完了まで合わせて2ヶ月】)</li></ul> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般コロケーションの扱い 加入者回線の94.7%／不可欠設備が集中するNTT局舎は、設備構成上、最も有利なポイント。 利用部門は、当該ポイントを接続に必須の設備以外でも幅広く利用可能であるが、接続事業者は同等の立場で利用できない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「NTT東西の指定電気通信設備と接続するにあたりNTT東西の局舎にコロケーションすることが必要不可欠な装置」のコロケーション(義務的コロケーション)については、<u>その利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他社が同等に利用できる環境を整えています。</u></li></ul> <p>実際に、NTT東西も、DSLAMやひかり電話のルータ等を自らの局舎に設置するときは、利用部門は管理部門に対して他社と同等の手続きを行うこととし、その旨を接続約款に定めて公表しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・NTT東西の局舎にコロケーションすることが必要不可欠でない他社装置のコロケーションについては、当該装置は、専用線等を介して自社ビルや民間データセンタビルに自由に設置することが可能なものであるため、現行どおり、一般コロケーション(ハウジング)として取り扱うことが適切と考えております。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・なお、NTT東西が、ボトルネック性があるとして指定電気通信設備とされている装置を自らの局舎に優先的に設置することは、当然のことと考えます。</li></ul>

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■リソース利用が同等ではない</p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状 接続事業者がサービス提供のためにNTT局舎内に設備の設置を要望しても、コロケーションスペースが借用できなかったり、電力が提供されない場合がある</li> <li>⇒NTT東西がサービス中にもかかわらず、接続事業者がサービス不可の局舎が存在 【具体例】2006年1月千葉平川局、徳山周南局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前述のとおり、<u>NTT東西も、DSLAMやひかり電話のルータ等を自らの局舎に設置するときは、利用部門は管理部門に対して他社と同等の手続きを行うこととし、その旨を接続約款に定めて公表しているところ</u>です。</li> </ul> <p>具体的には、申込みの受付順に従って内外無差別にコロケーション要望に応じているほか、リソース逼迫ビルでは、同様にリソース割当量の上限制の適用対象としているところです。</p> <p>また、NTT東西において、コロケーションリソースの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、NTT東西のHPで増設予定時期を開示しており、他社は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、SBBより個別にご指摘いただいたビルについての状況は、以下のとおりです。</li> </ul> <p>(千葉平川ビルの場合)</p> <p>平成15年10月以降、他社からの申込みだけでなく、NTT東日本の利用部門からの申込みについても、提供不可回答が続いている。</p> <p>(徳山周南ビルの場合)</p> <p>平成16年9月にはNTT西日本のHPに、「平成17年2月には受電設備が更改される」旨の情報を公表する等、現在でも、他社からの申込みがあれば「リソース提供可能」と回答できる状況になっておりますが、未だにSBB及び日本テレコムから当該ビルについてお申込みをいただいております。</p>

## 他社のご意見

### ■設備計画等への参画や設備計画等の利用が同等でない

(KDDI)

・利用部門はコロケーションリソースの設計や増設等、設備設計に参画することができる一方、接続事業者は、参画できない。  
⇒接続事業者は、空きリソースがない場合、事業展開のメドさえつかない。

(KDDI)

・情報の取り扱いが不平等(設備計画等の情報が、基本的に接続事業者には提供されない。)  
⇒接続事業者には、何が平等で何が不平等なのかの情報さえない。／検証不能。

(SBB)

・電力設備はNTT東西が使用する電力の余剰範囲内に限定⇒十分なサービスが提供できない

(SBB)

・手続き時の申請内容から接続事業者の事業戦略を把握可能(申請内容を営業戦略へ使用しないと的前提はある)

## NTTの考え方

・現に、局舎スペースや電力設備といったリソースが不足しているビルは全体の数%程度※であり、それらリソース不足を理由に、提供を断ったケースは非常に少ないものと認識しています。

※ 提供可能リソースがない割合(平成17年12月末)

MDF:0.2%、局舎スペース:4%、電力設備(受電:3%、発電:7%)

また、NTT東西において、コロケーションリソースの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、NTT東西のHPで増設予定時期を開示しており、他社は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっております。

・コロケーションリソースの増設については、NTT東西が将来的な需要等を勘案して決定するものであり、リソースに空きがない場合に他社からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しています。

・仮に、他社がコロケーション設備の増設計画に参画されることを要望されるのであれば、増設トリガーを引いた原因事業者が建設コストの全額を一時金で負担する等、原因事業者において投資リスクを負担いただく仕組みが不可欠です。

なお、これまでも、一部の事業者に対しては、他社が専用利用する受電設備について、NTT東西の設備管理上支障が生じないこと等を条件として、他社が適正な投資リスクを負担していただく(投資額の全額をご負担していただく)ことをご提案差し上げてきたところです。

他社のご意見

NTTの考え方

■コロケーションについて、規制を強化し、さらに開放を進めるべき

(KDDI)

・線路敷設基盤の完全開放が困難である場合には、既存メタル回線、メタル回線のリプレースであり同一の線路敷設基盤を利用する光ファイバ回線、各回線を収容する局舎設備(コロケーション)等を、第一種指定設備として他事業者へ開放し、サービス競争を促す枠組みが必要。

(KDDI)

・NTT東・NTT西の局舎等コロケーションリソース全てを一種指定設備として明確に位置づけるべき。  
また、NTT東西のアクセス部門等の機能分離に際し、コロケーションリソース全てを卸会社に帰属させるべき。  
⇒管理部門からみた利用部門と接続事業者の同等性確保の徹底を図り、公正競争を実現。  
利用部門の一般コロケーションの優位性も解消。

(KDDI)

・線路敷設基盤(電柱、管路、とう道等。(いわゆる第一マンホールの前後で区別することなく全ての区間の当該設備を含む。))及びコロケーションリソース(局舎を含む。また、いわゆる一般コロケ対象の設備を含む。)を一種指定設備として位置づけるべき。またこれら設備毎に会計上区分に会計上区分するとともにアンバンドル化すべき。

- ・局舎スペースや電力設備等については、提供可能量の速やかな情報開示、保留期間の短縮、無効保留の抑止等、リソースの有効活用のための諸施策に取り組んできたところであり、また、それらの料金(算定式及び諸比率)や提供条件については、個別に認可を受けて接続約款に記載しております。
- ・以上のとおり、コロケーションリソースについては、既に徹底したオープン化を実施してきており、また、それらの料金も個別にコスト計算してアンバンドル・公表しており、これ以上の措置は不要と考えます。
- ・NTT東西としては、むしろ、現状においても「コロケーションリソースの無効保留」がルールの隙間をつく形で多発しているため、例えば、局舎スペースの利用料について、現在費用負担なしでスペースの保留が可能となっている「保留開始から工事開始までの期間」についても費用負担する等、実態に合わせたルールの見直しが必要と考えております。  
(別紙3参照)
- ・また、現行のコロケーションルールの整備にあたっては、接続事業者の事業運営の自由度を重要視する一方、危機管理への配慮が些か希薄であったため、先般、接続事業者の自前電力設備の火災事故を未然に防止できなかったことに加え、事故が発生した際の適切な措置が遅れる等の事象が発生いたしました。(別紙4参照)  
こうした事象は、一歩間違えば当該局舎に收容される全事業者のユーザの通信が途絶する等の問題になりかねなかったものであり、例えば、NTT東西の局舎内にコロケーションする電力設備については、異常電圧・異常電流などの発火・発煙事故に至るおそれのある異常が発生した際の自動電源遮断機能の具備を義務づける等、安全・セキュリティを確保するためのルール整備の方が喫緊の課題であると考えております。
- ・更に、ネットワークのセキュリティ上の問題について、諸外国の例も参考にルールを整備する必要があると考えます。

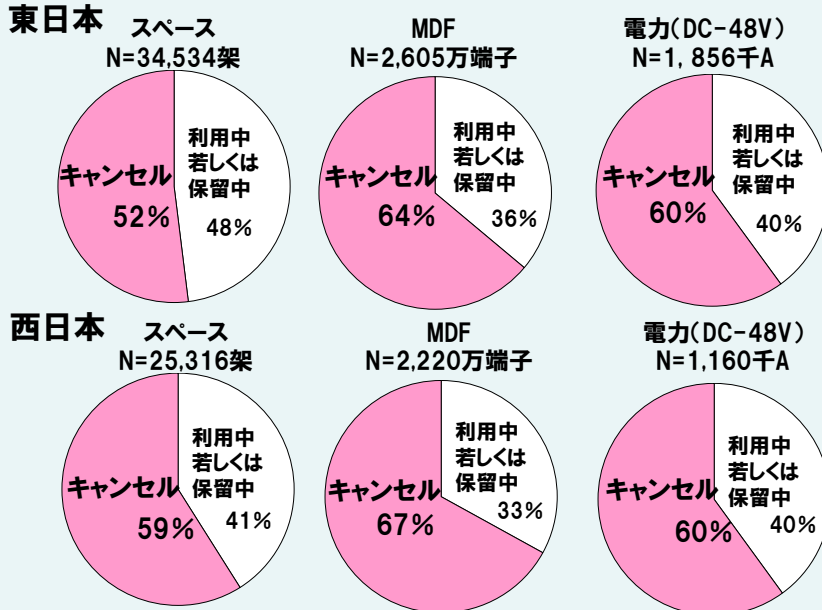
# コロケーションリソースの無効保留について

◆現状においても、コロケーションリソースの利用申込みを行い当該リソースを一旦保留したにもかかわらず、利用しないままキャンセルする「コロケーションリソースの無効保留」が多く発生している状況にあり(申込みの約6割がキャンセル)、KDDIを中心に現行ルールの際をつき、無料期間(最大6ヶ月間)のぎりぎりまで保留した後、キャンセルするといった運用がなされている(キャンセルの約7~8割がルールの際をついた運用によるもの)。

◆こうした無効保留は、費用負担なしでリソースの保留ができる仕組みと、そのようなルールの際をつく接続事業者の不適切な行動が原因と考えられるが、無効保留によってリソースが不足する結果、利用要望のある他の事業者がリソースの利用をできず、リソースの有効活用が図れないといった影響も生じている。

## ■リソース保留開始後のキャンセル発生状況

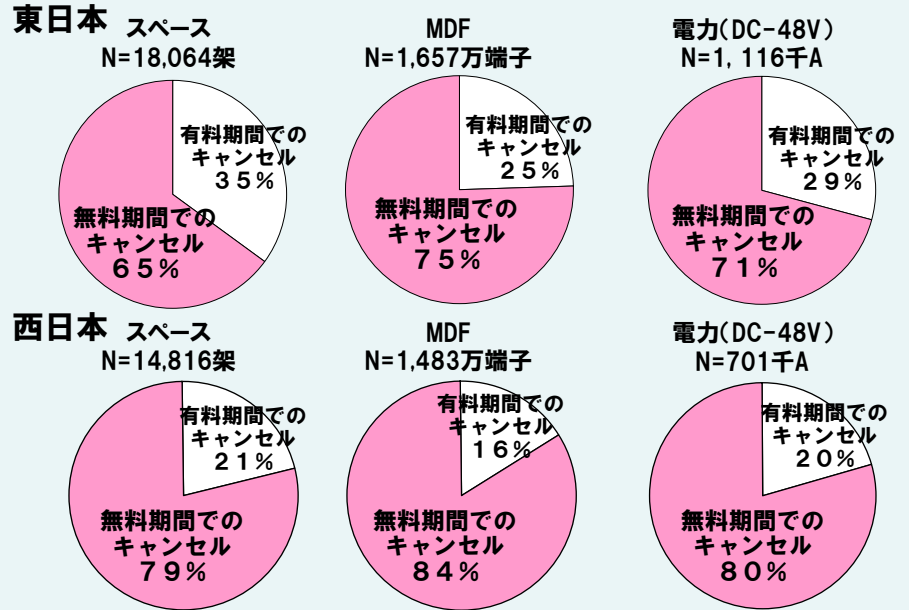
申込みにより一旦保留したにもかかわらず、その約6割が利用せずにキャンセルされている



※東:H15.9~H17.9、西:H16.4~H17.11の集計値

## ■ルールの際をついたキャンセルの状況

キャンセルされたものの約7~8割が、ルールの際をつく形で無料保留期間の期限切れによりキャンセルされている

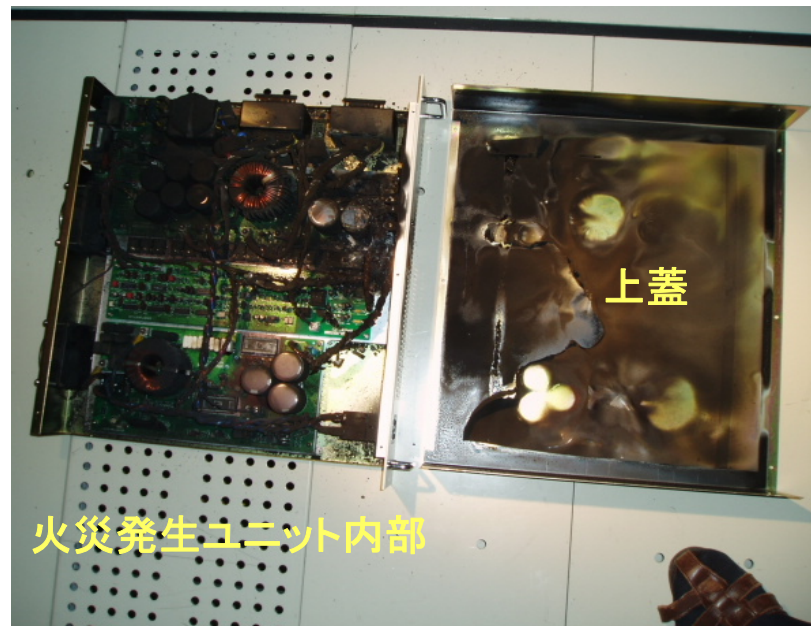


※東:H15.9~H17.9、西:H16.4~H17.11の集計値

◆平成17年10月19日、NTT東日本の西新宿ビルで、SBBが設置した自前電力設備から発煙事故が発生した。当該事故は有人ビルにおいて昼間帯に発生した事故であったため、幸いぼや火災にとどまったものの、こうした事象は、一步間違えば当該ビルに収容されている全事業者のユーザの通信が途絶する等の重大な問題になりかねないものであった。

◆現行ルールは、接続事業者の自由な事業活動に最大限配慮するとともに、接続事業者が設置する装置のNTT東西による安全性検証の限界等を踏まえ、一定の信頼のもと運用されてきたところであるが、こうした信頼が裏切られたことが今回の事故の一因と考えられ、安全・セキュリティを確保するための何らかの対応が急務であると認識している。

## ■NTT東日本ビルで火災事故をおこしたSBBの自前電力設備



### 3. ダークファイバの利用

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■<b>ダークファイバの設備計画等への参画や設備計画等の利用が同等でない</b></p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバやコロケーションリソースの増設に関し、NTT東・西の管理部門から見て、同利用部門と他事業者との間で同等な扱いとすることが担保されていない。</li> </ul> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(具体的課題例)           <ol style="list-style-type: none"> <li>加入者系光ファイバーの網設計(例:配線ブロックの設計、増設/エリア展開等)</li> <li>中継系光ファイバー(ダークファイバー)の増設</li> </ol> </li> </ul> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中継ダークファイバにかかる設備は、NTT東西の設備計画に基づいて設置 中継ダークファイバの設備計画に接続事業者の意見は反映されない。</li> </ul> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東西の既存設備に空きがある場合に限り、借りられる ※利用予定芯線は借りられない</li> </ul> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東西は自社計画に基づき設備設置、優先的に利用可能だが、他社はNTTの既存設備に空きがある場合のみ利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者光ファイバの網設計や中継光ファイバの増設については、<u>NTT東西が将来的な需要等を勘案して決定するものであり、空きがない場合に他社からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないと</u>考えます。</li> <li>仮に、他社が光ファイバの増設計画等に参画されることを要望されるのであれば、増設トリガーを引いた原因事業者が建設コストの全額を一時金で負担する等、原因事業者において投資リスクを確実に負担いただける仕組みが不可欠と考えます。</li> <li>なお、中継光ファイバの空き芯線がない区間については、他のルートを代替して利用することや、加入者光ファイバと他社や自治体等が保有する光ファイバとを組み合わせる等の対応も可能と考えます。</li> <li>また、KDDIやSBBが自社サービスのために必要と考える加入者光ファイバの網設計・網構築を行いたいのであれば、NTT東西や電力会社等が提供する線路敷設基盤等を利用して、自ら光ファイバを設置する以外に方法はないと考えます。</li> </ul>
<p>■<b>リソースの利用に係る情報開示が同等でない</b></p> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東西は、芯線の空き情報を常に接続事業者より先に知ることが可能</li> </ul> <p>(SBB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ施設計画は非公開</li> </ul> <p>(SBB)</p> <p>NTT東西に利用予定芯線数の開示を要求したが、事業戦略に係る情報との理由から、開示されなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東西では、加入者光ファイバのエリア拡大や中継光ファイバの増設計画を決定したときには、<u>決定後速やかに、HPで増設予定時期を開示しており、他社は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能であると考えております。</u></li> <li>他社が利用予定芯線数をNTT東西の利用部門を含む競合事業者に開示できないのと同様、NTT東西が利用予定芯線数をNTT東西以外の競合事業者である他社に開示することはできません。</li> </ul>

## 他社のご意見

### ■他事業者に効率的に利用させるべき

(KDDI)

#### ・光ファイバの効率的な利用

光ファイバに関しては、1本のファイバに複数の回線を収容するシェアアクセス(\*)方式があるが、普及途上の現段階では需要が十分でなく、設備の利用効率が低い。2010年代初頭を目処としたFTTHサービスの普及のためには、設備の効率的な利用／コスト削減が急務であり、NTT東西を含めた複数事業者による共用化や配線ブロックの拡大が必要。

(SBB)

#### ・収容効率が上がらない限り、接続料金が低下しない(同一配線ブロックに複数ユーザの収容が必要なため)

## NTTの考え方

### 【配線ブロックの拡大について】

・配線ブロック(光配線区域)は、所内装置の収容効率や配線ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の属性も勘案の上設定しているものであり、現時点では光配線区域の統合等の変更は考えておりません。

・なお、光配線区域の大きさを、他社が自由に設定したいとのことであれば、スプリッタ及びスプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各事業者が自前で敷設することにより実現可能と考えます。

### 【シェアアクセス設備の共用化について】

・現行フレッツサービスのネットワークやオペレーションシステムでは、OSU以下のアクセスライン設備を他社と共用することは不可能です。

・また、他社とOSU以下のアクセスライン設備を共用することにより、NTT東西の現行サービス品質を維持できなくなるため、NTT東西としては、他社と当該設備を共用する考えはありません。

## 4. 次世代IP網

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■次世代IP網のグループ内の接続条件を他事業者と同等にすべき</p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・NTTグループ各社が次世代ネットワークをそれぞれ構築するにあたり、渾然一体の不透明なネットワークとならないよう、技術条件・取引条件面でのグループ内外の同等性担保が不可欠。</li><li>・次世代ネットワークを指定設備の対象とし接続条件の約款化が必須。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>次世代ネットワークはオープンなネットワークとして、国内外の他キャリア・CATV事業者・ISP事業者とのコネクティビティを確保して考えです。</u></li><li>・ただし、以下の観点から、NTTの次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とするべきではないと考えます。<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>次世代ネットワークは、現在の電話網をIP化するものではなく、電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、かつ、そのネットワークを他社IPネットワークと接続する形態は、独立したネットワーク同士の対等な接続になると想定されること。</u></li><li>・諸外国の例を見ても、IP網にアンバンドル提供義務を課している例はなく、IP網間の接続は、事業者間のビジネススペースでの取引に委ねられていること。</li></ul></li><li>・<u>今後、IPネットワーク間の接続を円滑に実現するため、事業者間の協議内容等も踏まえつつ、具体的な接続条件や接続ポイント等を決定していきたいと考えております。</u></li></ul>
<p>■市場支配的な事業者間の強固な連携は、グループ内外の競争を排除し、結果としてお客様利便の低下につながるため、支配的事業者間でのFMC等のバンドルサービスは禁止すべき。</p> <p>(KDDI)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各々のネットワークをオープンにしていれば、いわゆるジョイントドミニナンスの問題は生じないものと考えます。</li><li>・NTTは、<u>固定・移動のネットワークのオープン性を維持しつつ、FMCを実現していく考えです。</u></li><li>・なお、NTTの固定・移動間のFMCだけができないとするのは、明らかにお客様の利便性を損ねるものです。</li><li>・諸外国でも、ドミナント事業者間でのFMCサービスを禁止しているところはありません。</li></ul>

## 5. 情報開示及び各種手続き

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■ ユーザサービスの申し込みについて、NTT東西は116を有効活用可能で申込手続きがスムーズであるのに対し、他社は、複雑な申込手続きになっている。</p> <p>■ 顧客情報データベース等がNTT東西に独占されており、ADSLのサービス提供に際しては、NTT東西に対して、様々な問い合わせをしなければならず、申込者及び接続事業者に大きな負担がかかっている。</p> <p>(SBB) 【例】116への問い合わせ段階で発生する様々なトラブルにより、お客様がNTT東西へ何度も確認するケース(申込者が回線名義人で無い場合、名義人がなかなか一致しない等)</p>	<p>・<u>現行の各種申込手続きは、各事業者との協議を通じて決定したものであり、NTT東西が一方的に押し付けたものではありません。</u>なお、手続面で具体的な改善要望があれば、真摯に話し合いに応じる考えです。</p> <p>【名義人確認について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DSL等サービスについては、NTT東西がお客様からの申込みを受け付けることによる公正競争上の懸念を排除し、お客様からワンストップで申込受付したいとの他社からの要望を受け、他社からの代行申込みにより対応することとしたものです。その際、NTT東西は、契約者ご本人からの申込であることを確認するため、契約者名義の確認を行っているところです。</li> <li>・本人性確認の必要性に関しては、「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書(平成14年7月23日)」においても、「名義人確認を省略することは、NTTがDSL等接続専用サービスを受ける人(契約者)の確認を行わないことになることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。」との考え方が整理されております。</li> <li>・また、同報告書を踏まえて、NTT東西では、NTT東西の加入電話等契約者の名義人情報の開示を行うこととし、名義人情報の開示を要望する事業者に対して、他社への名義人情報の開示に向けたシステム開発、契約者への周知方法及びそれらに係る費用等を各事業者に提示し、協議を重ねましたが、<u>SBBを含む全ての事業者が最終的に費用対効果の観点から同要望を取り下げるに至った</u>ところです。</li> <li>・SBBからは、これに代えて、名義人確認結果(一致or不一致)をリアルタイムで確認できるシステム開発要望が出されたことから、NTT東西では、<u>同リアルタイム開示システムを開発し、平成15年9月から情報提供を開始している</u>ところです。</li> <li>・同システムは、お客様からの申込みを受けたSBBの受付担当者が電話番号と名前等を入力することにより、数秒で名義人確認結果(一致or不一致を○×で表示)を得られるものであり、<u>SBBは自社の受付窓口において、NTT東西が116等で本人性確認を行うのと同様の確認を行うことが可能</u>となっております。</li> </ul>

他社のご意見	NTTの考え方
<p>■ 工事日時の事前確保について、NTT東西は116問い合わせ時点において、施工業者の工事予定を参照可能であり、顧客希望日時の指定・調整が可能であるのに対し、おとくライン(JT)は、116問い合わせ時点において、工事枠の空き確認は可能だが、希望日時の確保は不可であり別途申請が必要(※)</p> <p>(SBB)</p> <p>※NTT東西以外の事業者サービス利用者が、事業者経由でNTTに工事希望日を提示しても、工事可能か否かの回答までに、時間(【平日工事】4営業日/【休日工事】8営業日)がかかるため、空き確認した時点では空いていても、日程の確保を申請した時点には空いておらず、日程を確保できないことがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社・他社の別なく、問合せ時においては工事予約は実施しておらず、当該サービスの申込みがなされた段階で工事予約を行っております。</li> <li>・<u>ドライカップ電話に関するドライカップの代行申込みにあたって、他社から開通希望日を連絡いただいておりますが、提供可能と回答したもののうち、約97%(平成17年10月から平成18年1月までの工事実施分)は当該開通希望日どおりに工事実施できる旨回答しております。</u></li> </ul>
<p>■ NTT局内工事に関する顧客からの(緊急)問い合わせ先について、NTT東西は116窓口にて受付可能であるのに対し、おとくライン(JT)は JTを経由し、NTTへ問い合わせが必要</p> <p>(SBB)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DSL等サービスについて、他社からの代行申込みにより対応することは、他社の要望に基づくものです。</li> <li>・<u>日本テレコムのおとくライン提供のための工事に係る(緊急)問合せ等対応について、お客様からの問合せを日本テレコムで受け付け、必要に応じて、同社からNTT東西に問い合わせさせていただくこととしたのも、協議を通じて双方合意した上で決定したものであり、NTT東西が一方向的に押し付けたものではありません。</u></li> </ul>
<p>■ NTT局内工事開始時と工事完了時の、ユーザーに対する連絡について、NTT東西は連絡が有るのに対し、おとくライン(JT)は連絡が無い。</p> <p>(SBB)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>日本テレコムとの取り決めでは、同社が希望したオーダについては、同社から工事開始連絡をいただき、それを契機にNTT東西側で工事着手し、個々の工事が完了する都度、NTT東西から同社に1件ごとに工事完了連絡を行っています。</u></li> </ul> <p>日本テレコムのおとくラインの開通にあたり、<u>NTT東西の工事だけでなく、同社の工事も必要であるため、NTT東西からユーザに連絡するのではなく、同社からユーザに連絡いただく整理にしたものと認識しておりますが、いずれにしても双方合意に基づき運用しているものであります。</u></p>

## 他社のご意見

■名義人の確認、及び正誤回答について、NTT東西の加入電話の回線追加の場合は、116問い合わせで即時回答可であるのに対し、おとくライン(JT)の場合は、JT経由(顧客→JT→NTT)かつ、システム入力に対して回答するため、正誤回答まで3営業日かかる。

(SBB)

## NTTの考え方

・ドライカップ電話に関するドライカップ申込みがあった場合、提供可否回答までの標準的期間を3営業日までとしておりますが、実際に3営業日を要するのは「番号ポータビリティする前のNTT東西の加入電話等サービスで利用している設備が光収容である等、残置メタルの有無確認、設備選定、所外工事調整が必要な場合」に限られており、「番号ポータビリティする前のNTT東西の加入電話等サービスで利用している設備がメタル設備である場合」には、申込日中又は申込日の翌営業日には提供可否回答を返すようにしております。

実際に、NTT東西は、提供可否回答の約91%（平成17年10月から平成18年1月までの申込分）を申込日中又は申込日の翌営業日中に行っております。

・なお、前述のとおり、名義人の確認については、リアルタイム開示システムをご利用いただければ、日本テレコムで数秒で確認できるものと考えておりますが、おとくラインの不公正営業(別紙5)や同システムへの不正アクセス(目的外利用)等により、現在、日本テレコムからの同システムへのアクセスは停止しております(SBBには現在も利用いただいております。)。

# (別紙5) 他社ドライックパ電話に係る不公正営業活動の状況について

◆平成16年度より日本テレコム(以下「JT」)、KDDIはドライックパ電話市場に本格参入したが、両社の販売代理店による強引な営業手法による不公正な営業(お客様を欺くような営業)が横行する等により、お客様が不利益を被る状況が数多く発生している状況にある。

NTT東西に対しても、お客様から「あたかもNTTの営業であるかのように偽る」、「申込み覚えが無い(お客様の承諾なしに申し込まれた)」等といった、JT、KDDI両社によるドライックパ電話に関わる「詐欺まがいの不公正な営業活動」についての不安や苦情、両社へのNTT東西からの改善を要望する等の声が後を絶たない状況。

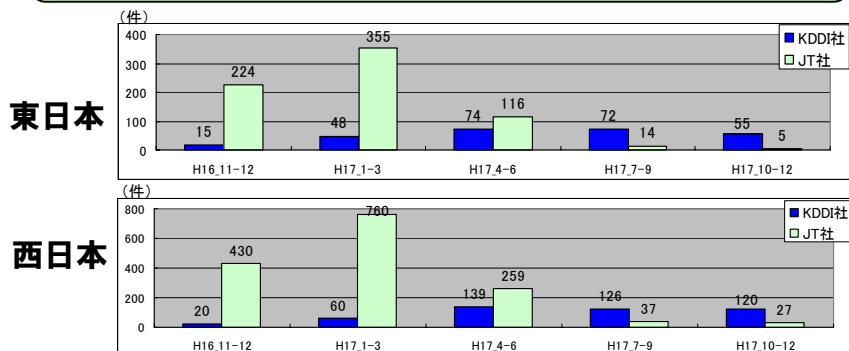
◆NTT東西としても、こうしたお客様の声を重要視し、両社に対して苦情発生当初より数次に亘る事態改善要請を実施してきたが、具体的な事実確認ができないなどとして一向に改善されなかった。JTに関しては、JTの不正営業について、一時、新聞報道されるなど社会問題と化したことや、「JT代理店3社の営業担当者が、本人の承諾なく申込書を作成した事実が発生したこと」により平成17年6月8日に総務省殿による行政指導を受けたことをもってはじめ、同社はようやく事態改善に乗り出し、苦情も減少したところ。

しかしながら、KDDIについては、NTT東西からの事態改善要請はもとより、KDDIも販売代理店による不公正営業が成されている事実を認め、今後の改善策等の提示はあるものの、事態は一向に改善しない状況である。

## ■JT、KDDIのNTT東西※へ寄せられた苦情等件数

※NTT東西お客様相談センター

- ・JTは、総務省殿からの行政指導等により苦情は減少
- ・KDDIに係る苦情は一向に改善していない

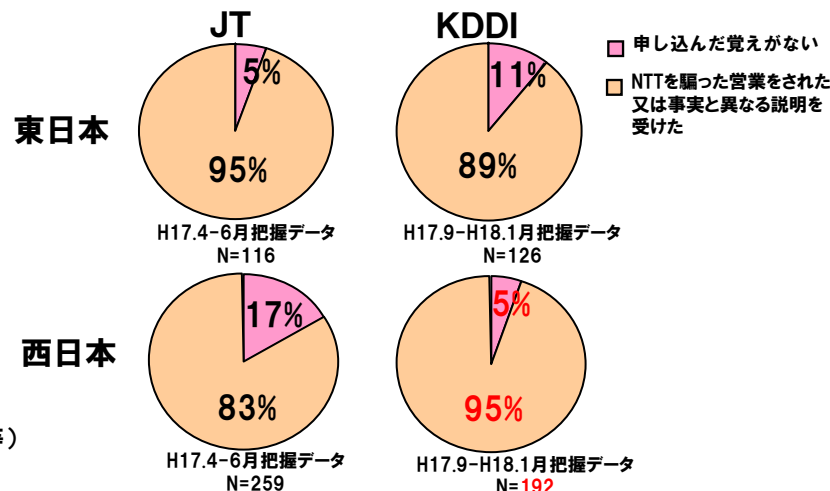


【お客様苦情から判明した主なセールストーク例】

- ・NTTと関連があるように勧誘する(NTTの●●(代理店名)です、NTTから依頼されている等)
- ・事実と異なった説明をする(NTTがなくなる、このエリアは■■■(事業者名)が担当することになった)等)
- ・高齢者が内容を理解していないにも関わらず、申込書に署名捺印させる 等

## ■NTT東西へ寄せられた苦情内容

JT、KDDIともに、「NTTを騙る」「申し込んだ覚えなし」等、詐欺まがいの営業活動に関わる苦情が大半



## 他社のご意見

- 線路情報の把握について、NTT東西は可能(休止回線等を即時に確認可能)であるのに対し、おとくライン(JT)は不可能(線路情報を持っていない)

## NTTの考え方

- ・線路情報のうち「光収容か否か」については、他社も「線路情報開示システム」によりオンラインで情報確認可能であり、NTT東西と他社との間の同等性は確保されていると考えます。
- ・「残置メタルの有無」については設備部門での調査が不可欠であり、NTT東西の受付部門／他社とも、お客様からの申込みに対する設備調査を行った上での回答となり、NTT東西であっても受付部門で即答することはできません。

## 6. その他

他社のご意見	当社の考え方
<p>①自前ジャンパ工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・MDFジャンパ工事を自前で実施したいが、NTT東西から各種費用(NTT東西の立会い費・NTT東西の各種システム改修費等)を要求され、自前化が実現できない。 (SBB)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成16年6月以降、SBBから協議要請はない状況ではありますが、誤切断の防止策、責任の所在の明確化及び狭隘スペースでの効率的かつ安全な作業方法等の懸念事項に対する解決策の提案があれば、協議に応じていく考えです。</li></ul>
<p>②屋内配線工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・NTT東西は引込線工事と屋内配線工事が同日工事可能だが、他社には同日工事は困難。</li><li>・NTT東西は、引込線工事と屋内配線工事の同時施工が可能であり、お客様との日程調整が容易。屋内配線工事が中止されれば、他事業者は新たな工事日調整が必要となり、現行のような同一日工事が困難。結果ユーザ利便性が低下し、NTTとの新たな格差が生じる。 (SBB)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>屋内配線はボトルネック設備ではなく、各事業者やユーザ自身が自由に設置可能と考えます。</u> また、光サービスであれば、電柱の開放により、引込線を自前敷設する環境は十分に整っており、他社側で引込線と屋内配線を同時に工事することが可能であると考えております。</li></ul>

他社のご意見

NTTの考え方

③緊急通報(119番)接続について

・消防庁主催で、各事業者ごとに各緊急通報受理機関に設置している「位置情報通知システム」の共通化に向けた協議を推進中であり、NTT東西の既存固定電話の共通システムへの参加が求められるが、参加不明。

NTT東西が参加しない場合、NTT東西の既存固定電話用のシステムとの共通化が実現せず、二重投資による過大な費用負担がかかる。

- (1) 共通化システムが追加的費用となるため、消防機関側のシステム導入が進まない恐れ
- (2) 直収及びIP事業者は、個別システムと端末運用維持の費用負担を強いられる
- (3) 個別システム構築と端末設置の負担は、新規事業者の参入障壁となる

(SBB)

・現在、総務省消防庁主催の「IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会」において、「位置情報通知」に係る共通システムの仕様等が議論されているところであり、仕様や費用負担に関する検討結果等を踏まえて判断する考えです。

④サービス申込み番号についての格差

・お客様が、事業者で電話でブロードバンドサービスをお申込みされる場合の電話番号の桁数に、NTT東西とその他事業者で差がある。

(SBB)

・加入電話の営業・問い合わせ窓口である116を利用して、フレッツサービスの販売・営業活動・商用告知等を行っている

(SBB)

・お客様が、営業窓口の番号のわかりやすさによって、サービス提供事業者の選択を行っているとは考えられず、営業窓口の番号のダイヤル桁数の違いが公正競争上問題になるとは考えられません。

また、お客様がワンストップサービスを要望されているにもかかわらず、新規サービスの受付を他の問合せ等の受付と切り離すことは、利用者利便を著しく損うものであり、お客様に到底ご理解いただけるものではないため、現実的でないと考えます。

なお、他社からお客様利便性向上のため新たな接続等要望があればNTT東西としても応じていく考えです。

他社のご意見

NTTの考え方

⑤116での問い合わせにおける問題事例

・他事業者DSLサービスの申込みにおける名義人確認する際、独占的業務において獲得した顧客情報を用いて競争事業者の業務を妨害する営業活動は禁止となっているにもかかわらず、営業活動(フレッツの勧誘等)を行っていた。(平成16年11月22日【NTT東日本】)

(SBB)

・名義人確認する際、SBB代理店担当者が116へ電話し、申込みされるお客様に電話を代わったが、116オペレータは電話の相手がお客様に代わったことを確認せず、「名義人確認は、申込みのお客様が自宅から電話をかけないとできない」と回答した。(平成17年1月19日【NTT東日本】)

(SBB)

・フレッツADSLからYahoo!BBへ乗り換えされるお客様が、回線名義人確認とフレッツ解約の申し出の電話をした際、名義人確認後、フレッツ解約申し出の前に電話を切られた。また、再度電話した際にも、解約の受付を拒否された。(平成17年9月24日【NTT西日本】)

(SBB)

・他社DSLの申込を前提とした問合せに対し、自社サービスの営業活動を行うことはありません。ただし、一般的なサービス問合せに対してはお客様のご要望等をお聞きしながら自社サービスのご紹介・提案を行うことはあります。

・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。

・お客様のご自宅の回線以外からの問合せに対しても、名義確認は実施しておりますが、第三者が本人を装っていると疑われる場合等は、NTT東西からご自宅の回線にかけ直す等して名義確認を実施することとしております。

・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。

・NTT東西116に回線名義人確認とフレッツ解約の申し出があれば、本人性確認を実施した上で、解約の申し込みを受け付けることとしております。

・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。

他社のご意見

NTTの考え方

⑥NTTによるデジタルディバイドの解消は困難

- ・八丈島へのブロードバンドサービス導入に際しては、当初、NTT東は自治体側に数億円の投資負担を要求した。ソフトバンクBBのサービス開始発表後、Bフレッツの提供開始を発表。

(SBB)

- ・NTT東西のBフレッツの人口カバー率(Bフレッツ装置が用意できている局舎の加入者数をベースに算出)は約8割となっております。
- ・また、北海道ニセコ町、福島県磐梯町、岡山県美作市等の多数の地方自治体と協力して、Bフレッツの提供エリア拡大等に努めているところであり、今後とも、国や地方自治体等と協力し、デジタルディバイドの解消に向け取り組んでいきたいと考えております。